

平成28年第3回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年3月4日(平成28年2月23日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成28年3月4日(金) 午前 9時30分

散会 午後 3時56分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	桑野 修	総務課長	服部 導士
危機管理課長	藤間 修	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学		
教育委員長	森岡 弘典	教 育 長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘
生涯学習課長	能美 恭志	監査委員	實田 譲	農業委員会長	田中 正規

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
13 番	石橋 純二	14 番	山中 康樹	1 番	大和 磨美

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成28年第3回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成28年3月4日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針

日程第4 教育方針

日程第5 行政報告

日程第6 報告事項

報告第1号 例月現金出納検査結果報告について

報告第2号 平成27年度定期監査報告について

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 議案の上程、説明

議案第6号 指定管理者の指定について(自治会館等)

議案第7号 指定管理者の指定について(無量寿堂)

議案第8号 指定管理者の指定について(共同処理加工場)

議案第9号 指定管理者の指定について(川舟管理施設)

議案第10号 指定管理者の指定について(茅場処理場)

議案第11号 指定管理者の指定について(日和処理場)

議案第12号 指定管理者の指定について(基幹処理場)

議案第13号 指定管理者の指定について(育苗施設)

議案第14号 指定管理者の指定について(農林産物集出荷貯蔵施設)

- 議案第 1 5 号 指定管理者の指定について（木質バイオマスチップ製造施設）
- 議案第 1 6 号 指定管理者の指定について（宇都井飲料水供給施設）
- 議案第 1 7 号 指定管理者の指定について（長田飲料水供給施設）
- 議案第 1 8 号 指定管理者の指定について（上田飲料水供給施設）
- 議案第 1 9 号 指定管理者の指定について（瑞穂ハンザケ自然館）
- 議案第 2 0 号 指定管理期間の変更について（ぐるーぷリビング）
- 議案第 2 1 号 指定管理期間の変更について（くるみ学園）
- 議案第 2 2 号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 3 号 邑南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 邑南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 6 号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 7 号 邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 2 8 号 邑南町税条例の一部改正について
- 議案第 2 9 号 邑南町斎場条例の一部改正について
- 議案第 3 0 号 邑南町立障害者支援施設条例の一部改正について
- 議案第 3 1 号 邑南町地域支援センター条例の一部改正について
- 議案第 3 2 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 3 3 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 3 4 号 邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 3 5 号 邑南町水道給水条例の一部改正について
- 議案第 3 6 号 邑南町下水道条例の一部改正について

- 議案第 3 7 号 邑南町土地開発基金条例の廃止について
- 議案第 3 8 号 邑南町農地有効利用支援整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 議案第 3 9 号 邑南町団体営農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の廃止について
- 議案第 4 0 号 邑南町行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 4 1 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4 3 号 邑南町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第 4 4 号 一般財団法人地域活性化センターへの研修派遣に係る職員に支給する手当に関する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 議案第 4 6 号 邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の制定について
- 議案第 4 7 号 邑南町土地基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第 4 8 号 邑南町第 2 次総合振興計画の制定について
- 議案第 4 9 号 邑南町過疎地域自立促進計画の制定について
- 議案第 5 0 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 5 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度邑南町一般会計補正予算第 7 号について
- 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 4 号について

- 議案第 58 号 平成 27 年度 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 59 号 平成 28 年度 邑南町 一般会計予算について
- 議案第 60 号 平成 28 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 61 号 平成 28 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 62 号 平成 28 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 63 号 平成 28 年度 邑南町 簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 64 号 平成 28 年度 邑南町 下水道事業特別会計予算について
- 議案第 65 号 平成 28 年度 邑南町 電気通信事業特別会計予算について

日程第 9 陳情文書表

- 陳情第 1 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める陳情

平成28年第3回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

【平成28年3月4日(金)】

—— 午前 9 時 3 0 分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(辰田直久) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成28年第3回邑南町議会、定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布をしたとおりですので、ご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。13番、石橋議員、14番、山中議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(辰田直久) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、3月4日から3月17日までの14日間といたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月4日から3月17日までの14日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 町長施政方針

- 議長(辰田直久) 日程第3、町長施政方針。これより、町長施政方針を行っていただきます。
- 石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。
- 議長(辰田直久) 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) 平成28年、第3回邑南町議会定例会の開会にあたり、提案いたします平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案、条例案、その他の諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と主要な施策について申し上げ、町民の皆様をはじめ議会の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。国は、今後の経済財政運営に当たっては、アベノミクスの第二ステージとして、希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障の、新たな三本の矢を推進し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの取組とあいまって、成長

と分配の好循環を強固なものにするとしています。また、一億総活躍社会の実現に向け、投資促進・生産性革命の実現や、賃金・最低賃金引上げを通じた消費の喚起等を推進し、名目GDP600兆円経済実現に向けた動きを加速することとしています。財政健全化については、経済・財政再生計画に沿って、平成32年度の財政健全化目標を堅持し、計画期間の、当初3年間、平成28～30年度を集中改革期間と位置づけ、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革、の3本柱の改革を一体として推進するとしています。平成28年度の国の地方財政計画によりますと、地方の一般財源総額は、地方税収の増額等で平成27年度の水準を上回るとされていますが、地方交付税は微減となっております。本町では、大幅な税収の増額が期待できない上に、合併算定替えに伴う交付税の縮減措置や人口減少などもあり、一般財源の確保が大変厳しい状況となっております。このような状況を踏まえ、本町の平成28年度の予算編成にあたりましては、みらいが見える地域が輝く邑南戦略キックオフ元年を予算編成のテーマといたしました。選択と集中による邑南戦略の財源確保と、着実な執行を重点項目の基本に掲げ、地区別戦略の推進、日本一の子育て村の推進、A級グルメから売れる産品づくり、小中高一貫でグローバル人材の育成、健康づくり体力づくりの推進を掲げました。大変厳しい財政状況ではありますが、町民の皆さま方のご要望にできる限りお応えできるよう配慮するとともに、新たに策定した邑南町第2次総合振興計画に掲げたまちづくりのテーマである「心かよわせ、ともに創る、邑南の郷」に向かい、総合戦略の3つの基本目標と5つの具体的施策分野に重点化を図り、併せて町民の皆さまのご協力をいただきながらまちづくりを進めてまいります。地方創生関係の事業を実施するにあたりましては、国の交付金を有効活用するとともに、過疎地域自立促進特別事業債いわゆる過疎ソフトの活用に加えて、邑南町まち・ひと・しごと創生基金を創設して財源を確保することとしております。また、邑南町地区別戦略実現事業及び邑南町地区別戦略資金貸付基金を創設して、地区別戦略の実現を支援していくこととしております。なお、推進するための組織とし、新たに定住促進課内にまち・ひと・しごと創生戦略推進室を設けます。次に具体的な内容でございますが、はじめに、危機管理関係について申し上げます。平成25年の8・24豪雨災害から2年半が経過いたしました。災害復旧を進める一方で、災害対応の見直しを行ってきました。特に避難予報、地域緊急避難場所の新設は先駆的であり、命を守る行動を後押しする対策のよい事例として評価を受けているようでございます。また、これまで対応することができていませんでした、備蓄品につきましても年次的にはありますが、取り組みを進めております。こうした災害の教訓を忘れることなく、またよい契機として改善していくことが望まれています。邑南町におきましては一昨年、邑南町民防災の日、と防災週間を制定することで、こうした経験と行動を後世に伝えようとしています。町内ではまだまだ防災意識の高揚が図れていない部分が見られます。新年度におきましても、引き続き、自主防災組織啓発事業や防災士養成事業など、地域への

支援事業を予定し、当初予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。次に、ふるさと寄附について申し上げます。昨年9月から本格的に開始しましたふるさと寄附につきましても、3月1日現在で2千494万6千1円のご寄附をいただき、本町の今後の施策にとりましても、出品された事業者の方々にとりましても、たいへん効果は大きく、新年度におきましても工夫を凝らし、事業効果の増大を行っていきたいと考えております。しかしながら、現在までの担当者の事務量を考えますと、既定の業務に加えるものでございますので、大きく増加しておりまして、事務の改善が必要な状況でございます。こうした点を踏まえまして、事務の大半につきましても業者に委託したいと考え、当初予算にその費用を計上し、本定例会に提案しておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。また、当初予算におきましても、ふるさと寄附を財源として積み立てております、ふるさと基金からの繰入金も1千300万円計上しております。寄付された方のご意向に沿うよう、子育て環境の充実に資するための事業などに活用させていただくこととしております。次に、公共施設総合管理計画について申し上げます。平成27年度に固定資産台帳を整備し、本年度は公共施設総合管理計画を作成する年となりました。この計画につきましても、制度的に求められているものではありませんが、この台帳と計画は今後の新地方公会計制度への移行に際し必要なものでもありますし、行財政を運営していく上で極めて重要なものでもございますので、各課や委託している業者とも慎重に調整を図り作成してまいりたいと考えております。次に、町営バス口羽・矢上線の運行開始について申し上げます。平成28年4月から運行を開始する口羽・矢上線は、合併以来、長年の懸案でありました羽須美地域と石見地域を結ぶ直行便で、これまで毎週水曜日に限り、邑智病院への通院などに対応するため行っていた運行を、矢上高校への通学支援も含め、毎日運行するもので、住民の方々の利便性が向上するものと期待しております。運行する車両を収容する車庫は、既に羽須美支所の隣地に完成し、引渡しを受けており、バス車両も1月22日に納車されました。また、この路線を運行する業者についても、1月22日の指名競争入札により、西日本トータルサービス株式会社に決定しております。現在、4月1日からの運行開始に向けて、最終的な準備、調整を行っているところであります。また、4月1日当日は、運行の開始前に運行開始式を予定しております。次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。平成28年度の矢上高校入学志願者数は、推薦選抜を含め定員90人に対し101人となり定員を上回る結果となりました。平成26年度より町から矢上高校教育振興会への補助金を財源に運行しております浜田市金城方面の通学支援便や、県外生向けのPRが一定の成果をあげたものと思っております。一方で、邑南町内の中学生の入学率は6割程度と、低い状況が続いております。これは、矢上高校で行っている行事や、勉強面や部活動など、中学生が高校を選ぶ基準となる点において矢上高校の魅力が十分に伝わっていないことが原因であると考えます。今後、教育委員会とも連携して地元小中学生との

交流活動を活発に行うことにより矢上高校の魅力をたくさん知ってもらい、地元の子供達の入学率向上を目指していきます。なお、平成28年1月1日より、矢上高校魅力化コーディネーターとして就任いただきました、小林圭介さんですが、平成28年4月1日より、矢上高校魅力化コーディネーター並びに邑南町教育連携特命官として、邑南町内の小学校から高校までの教育連携に尽力していただくことにしております。前職の教育コーディネーターとして培われた、民間の経験を十分に生かしていただけるものと考えております。また、ご存じのとおり矢上高校は邑南町で唯一の高校であり、地域に根差した学校です。小中学生との連携に加え、地域の方々との連携も更に強化し、矢上高校と地域全体がお互い支えあう体制づくりを目指します。次に、邑南町起業創業支援ビジョンについて申し上げます。本町では、平成23年度に策定した、農林商工等連携ビジョンに基づき、基幹産業である農林業を中心に食の側面から、高付加価値化と産業化を推進することで、関連産業の振興、町の知名度の向上、定住人口増加の面において一定の成果を得てきました。本町では、このビジョンが平成27年度で最終年を迎えるため、新ビジョン策定に向けて現在協議を進めているところでございます。新ビジョンでは現ビジョンや邑南町版総合戦略の方向性を踏まえ、持続可能な町の実現を仕事づくりの側面から支援することを重点として、邑南町起業創業支援ビジョンとする予定です。基本方針としては、食と農の連携による経済循環の確立、二番目に、地域課題の解決を担う社会起業家の輩出、三番目に、起業家の成長・発展を支える環境づくり、の3つを掲げております。具体的な数値目標は、5年間で、起業数が10社、雇用創出数を30人としています。また、推進組織として昨年5月に役場商工観光課内に、起業支援センターを設置しました。来年度、商工会及び金融機関等関係機関と更に連携が円滑に進むよう、組織の再編及び事務所の移転を検討し、旧山陰合同銀行矢上支店の建物を候補として調査を進める予定にしております。次に、中小企業者及び新規の起業者の支援について申し上げます。町としては、従来から地域商業の活性化に向けて、中小企業者に対する支援を行ってまいりましたが、引き続き、邑南町農林商工チャレンジ支援事業を活用して、積極的な事業展開を計画されている中小企業者等に対し、事業者の競争力強化と産業振興・雇用機会の拡大を図っていきたいと考えております。また、新たに策定する、邑南町起業創業支援ビジョンをもとに、新規に起業を考えておられる方の支援を行うために、町内外の教育機関や商工団体とも連携して支援体制を整え、地域活性化につながる、仕事作りをサポートしてまいりたいと考えております。次に、邑南町東京PRセンターの開設について申し上げます。東京都千代田区秋葉原にある、株式会社瑞穂商事東京支店の一角を借り、邑南町東京PRセンターを開設する予定です。事業の内容につきましては、本町在住経験のある同社の職員を中心に、起業を目的とした定住・移住者の誘致及び企業誘致、大学との連携、外国人観光客誘致等の推進を委託する予定としております。従来の邑南町サテライトオフィス東京につきましては、これまでも千代田

区が所有するビル内の一室を、全国9自治体で共同賃貸しながら、本町の情報受発信において重要な役割を果たし、知名度向上に努めてまいりましたが、引き続き安価な賃料で契約できることから、自治体間連携を中心とした事業を進めてまいりたいと考えています。次に、農林業の振興について申し上げます。国は、昨年10月5日、2年半にわたるTPP交渉は大筋合意に達し、今年2月4日にはニュージーランドのオークランドでTPP協定に署名されました。安倍首相は第190回国会の施政方針演説の中で、日本の農業をながらく支えてきた重要品目については、関税撤廃の例外を確保した。国益にかなう最善の結果を得ることができた。生産者のみなさんが安心して再生産に取り組むことができるよう、農業の体質強化と経営安定化のための万全の対策を講じると述べております。しかしながら、徐々に明らかになる合意内容を見る限り、決して楽観視できるものではないという思いを強くしております。また、主食用水稻生産の中心的施策である経営所得安定対策の、米の直接支払交付金が平成29年産米をもって終了し、平成30年産米からは生産数量目標の配分も止めて、生産者が需給見通しに応じた生産をする方式に代えていくという方針を示しております。このように農林業は今、大きな転換点に立たされております。今後進むべき方向を見誤ることのないよう、しっかりした情報の収集と十分な論議を重ねてまいりたいと考えております。次に、保健事業について申し上げます。平成28年度当初予算の重点項目であります、健康づくり体力づくりの推進のために、平成28年度も特定健診やがん検診などを実施し、病気の早期発見をするとともに、健康づくり教室や各種予防接種を実施し、病気の予防や重篤化を防ぐ取り組みを行い、町民の健康づくりを推進してまいります。また、運動を切り口とした健康づくりについては、元気館利用者や地域運動教室参加者である、運動をしている方と、何もしていない方では、入院医療費に差があることが調査により分かってきましたので、運動することで介護予防費や医療費を抑制するために、引き続き各地域で体力づくりを推進してまいります。次に、日本一の子育て村推進のために、特定不妊治療費の助成拡大や、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金の増額を行い、子育て環境の充実と若者定住の施策を進めたいと考えております。次に福祉事業について申し上げます。まず、介護保険の介護予防事業についてでございますが、介護保険法の改正に伴い、邑南町におきましては、平成29年4月から総合事業に移行することとなっております。平成28年度は、移行に向けての準備を進めます。なお、要支援1及び2の方が利用されております、現行の訪問介護相当のサービス、及び現行の通所介護相当のサービスにつきましては、現行と同様に引き続き実施する方針でございます。次に、児童福祉の関係でございますが、新年度におきまして、町内の社会福祉法人におかれまして、昨今、働く若いお母さん方から要望の強い、ファミリーサポート事業を開始されることとなりました。町としても、円滑なスタートがきれるよう日本一の子育て村の推進の一環として支援してまいります。次に、人事評価制度について申し上げます。法律により本年度から人事評

賃制度が始まります。本町ではこれまで職員の育成を柱とした人事評価を実施してまいりましたが、この制度が人事・給与に波及することも目的となっておりますので、評価内容の精査や評価者・被評価者の研修を重ね準備をすすめてまいりました。この4月から実際の評価が始まる訳でございますが、職員の処遇にも影響いたしますので、慎重に進めるとともに、職員の資質向上につながる研修も積極的に取り組み、結果的に組織としての力が向上していければと考えております。次に、給与条例等の改正について申し上げます。一昨年の人勧により国は昨年4月からの総合的見直しによる新給与表への移行を求めていましたが、本町を含む県内多くの市町村はこの一年間、示された内容が町の現状に合わないという立場から移行を見送っていました。その後、本町では、7月16日付で邑南町行財政改善審議会の答申の中で、給与制度の見直しについて言及されており、加え、昨年の人勧の内容からも、新給与表への移行が必要な状況となっていることから、4月1日より新給与表に移行し給与の見直しを行うための条例改正案を本定例会に提案しております。また、既に制度移行に必要な条例改正を順次行っており、新教育長制度につきましても、新たに常勤の特別職となりますので、必要となる条例の改正案につきましても提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険事業につきましては、平成30年度からの都道府県化に向けて、島根県、市町村及び国保連合会で構成された広域化等連携会議において、個別の案件について調整を行っているところでございます。そうした中で、邑南町国民健康保険では、医療費の増加による被保険者の急激な負担増を避けるため、一般会計からの財政支援や基金の取り崩しを行い、国保税率の上げ幅を極力抑えながら財政運営をしているところでございます。平成27年度の医療費の動向をみますと、平成26年度の高い医療費からは各診療月とも減少しておりますが、まだまだ医療費の抑制は厳しい状況にあると思われます。このような状況を踏まえた平成28年度の当初予算案でございますが、歳出では医療費等の推計を行い必要となる経費を算出いたしました。歳入では、療養給付費負担金等につきまして所要額を見積もり、その収支不足を補います国保税を、現在の税率に当てはめ算出したところ、9百80万円の財源不足が見込まれました。この対応といたしまして、一般会計からの繰入金で4百万円、基金の取り崩しを5百80万円とし、国保税につきましては、税率改定は行わないこととして予算を計上いたしました。このように、一般会計繰入金と基金の取り崩しによる補てんを必要とする状況に変わりはございませんので、引き続き運営には細心の注意を払っていきたいと考えております。なお、保険税率の最終決定につきましては、7月の本算定での決定となりますので、今後の医療費の動向を注視し、適切な対応を行いたいと考えております。次に、後期高齢者医療保険料率の改定について申し上げます。後期高齢者医療保険料率につきましては、2年に1度見直しをすることとなっております。平成28年度が改定の年でございます。2月16日に開催されました島根県後期高齢者医

療広域連合議会におきまして、平成28、29年度の保険料率が決定いたしました。まず均等割でございますが、前年度と比較しますと、2千400円増の4万5千840円に、所得割につきましては0.75%増の9.28%にそれぞれ改定されました。この改定による影響でございますが、一人当たりの保険料は2.4%増の5万423円が試算されております。次に、上・下水道事業について申し上げます。まず、簡易水道事業でございますが、基幹改良事業により矢上簡易水道の老朽管の布設替え工事を実施します。また、簡易水道事業の平成29年度からの上水道事業への移行に向けての準備は最終年度となり、例規の整備や予定開始貸借対照表の作成、打ち切り決算、認可変更などを進めてまいります。次に、下水道事業でございますが、浄化槽市町村整備推進事業により、14基の合併処理浄化槽設置工事を予定しております。また、下水道につきましては、今後の施設の適切な維持管理と経営基盤の強化を図るため、公共下水道、農業集落排水、浄化槽を包括した下水道ビジョンの策定に取り組んでまいります。次に建設関係の事業について申し上げます。国県道整備事業ですが、浜田作木線の雪田工区においては、平成27年秋に完成し、地元期成同盟会により盛大な完工式が行われました。高見工区は昨年に引き続き、用地調査を進め、高見交差点付近の家屋移転を行う予定です。吉原工区は工事に着手する予定です。また、仁摩邑南線荻原工区は用地買収に着手し、田所国府線の市木工区、甲田作木線の日南川工区については、工事を継続実施される予定で、三次江津線の日和工区は舗装工事を行い、完成となる見込みでございます。町道改良事業につきましては、町道13路線の道路改良事業並びに災害防除事業を進めていく予定としております。また、国のインフラ長寿命化基本計画に基づく、道路橋点検及び橋梁修繕工事を実施する予定でございます。河川砂防事業につきましては、出羽川の三日市工区及び伏谷工区におきまして、引き続き河川拡幅に伴う護岸工事が実施される予定でございます。農業農村整備事業につきましては、県営中山間地域総合整備事業など県営3事業により、圃場整備等の農地農業用施設整備と農道整備につきましては邑南広域農道の修繕事業及び県営農道和田線改良事業を継続して実施される予定でございます。県営林道整備事業でございますが、県営林道開設事業の三坂小林線を継続して実施される予定となっております。公営住宅の整備でございますが、住宅の給湯設備整備などの環境改善を目的としたストック改善事業につきましては、高原地区の段の原団地3棟6戸、外壁改修事業につきましては口羽地区の坂谷（さかだに）団地2棟8戸をそれぞれ実施する予定としております。住宅建築につきましては、中野地区の森実団地に1棟2戸の整備を計画しております。住宅の耐震化促進につきましては、昨年度と同様に木造住宅について耐震に関する診断、補強計画、並びに改修に対して助成する予定でございます。次に、教育委員会関係ですが、まず学校教育課関係について申し上げます。今年度は、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、町長と教育委員による総合教育会議を4回開催したところです。平成28年度は、町長として全国組織の

教育再生首長会議に加盟するなど、情報把握の充実に努め、さらに総合教育会議の一層の充実を図ってまいりたいと考えています。また、平成28年11月が、旧法の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、教育委員会制度の最後の年となります。11月までには、特別職としての新教育長の選任について議会に諮る必要もありますので、関連する予算案や条例案を今議会に提案するようにしています。続いて、安心安全の教育環境づくりについてであります。市木線のスクールバスにつきましては、老朽化に伴い更新を考えています。また、学校施設の改善につきましても、現況を勘案し計画的に整備を進めているところですが、平成28年度は、懸案事項でありました、瑞穂中学校屋内運動場の屋根修繕や石見中学校の屋内運動場のバスケットゴール等の改修工事を予定しています。また、教職員住宅に関しまして、50年以上経過した住宅もある中で、計画的に更新を図るため、口羽地区に2戸建設を考えています。次に、小中学校への人的な支援のことですが、まず、学校司書につきましては、新年度も全校配置することとしました。また、様々な困難を抱える児童や生徒に対しての生活や学習の支援として配慮することとしましたが、これにつきましては、限られた予算を熟慮し、加えて学校の実情も勘案し予算案としてまとめたところでございます。次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に関して、昨年度からの継続事業として、中学生に対して双方向のテレビ会議による塾形式の学習支援を試験的に実施する予定です。次に、英語指導助手ALTについてですが、ALT2名の内、1名が7月に2年間の任務を終え帰国されます。後任については、島根県を通じて、財団法人自治体国際化協会に要請するよう準備をしているところです。また、キャリア教育につきましては、平成27年度に島根大学と協同で農業の後継者等に関して、児童・生徒・保護者に対してアンケート行い、その集計をされたところです。今後、これを分析するなどし自立挑戦をテーマに関するキャリア教育の充実を図っていくと報告を得ています。また、各学校には、3か年計画で実物投影機を整備し、授業の効率化や充実を図ってまいります。学校給食関係につきましては、食器洗浄機や給食配送車の更新を図ります。次に、生涯学習について申し上げます。まず、町内12の公民館についてですが、それぞれの公民館を核とした持続可能な地域づくりの推進拠点として、人づくりや地域課題解決型の公民館をめざしてあらゆる学習機会の提供に努めてまいります。また、2020年東京パラリンピックキャンプ地誘致につきましては、第2回の実行委員会で交渉国をゴールボールの強豪国で、福祉や教育の先進国であるフィンランドに決定されました。ゴールボールやフィンランドについての学びや交流の場を設けると共に、障がいについての理解を深めユニバーサルな町づくりに繋げてまいります。なお、推進する機構として、東京パラリンピック合宿誘致推進室を生涯学習課内に設けます。次に、久喜・大林銀山遺跡につきましては、国の史跡指定に向けた、久喜製錬所跡の調査報告書の作成や、同製錬所跡煙道の保存処理工事を行い、旧山崎家住宅につきましては、茅葺屋根葺き替えの調査・設計に取り掛かる

ことにしております。また、10月には、日本オオサンショウウオの会・邑南全国大会を開催し、研究発表や観察会を通して全国からの参加者とともに、自然環境の大切さを再認識する機会にしていきたいと思います。その他、NHKラジオ上方演芸会公開録音を4月8日に健康センター元気館で開催いたします。次に、平成28年度当初予算について申し上げます。平成28年度当初予算案につきましては、予算編成のテーマを、みらいが見える地域が輝く邑南戦略キックオフ元年とし、選択と集中により、邑南戦略の財源確保と着実な執行を目指しての予算編成としております。まず、一般会計当初予算案は、合計114億3千300万円で、前年度当初予算と比較しますと3億3千200万円の減額、率にして2.8%の減額となっております。減額の主な要因でございますが、観光費で、いこいの村耐震補強等事業が完了したことなどにより、3億222万8千円の減額、災害復旧費が農林水産施設災害と公共土木災害を合わせまして2億1千685万8千円の減額、農業振興費で、機構集積協力金交付金及び中山間地域等直接支払事業交付金などの縮小により1億3千127万9千円の減額などがございます。一方、主な増額要因でございますが、社会福祉総務費が年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の新設などにより、1億774万6千円の増額、情報政策費で携帯電話等エリア整備事業の実施などで9千930万7千円の増額、道路新設改良費が7千70万円の増額などがございます。続きまして、歳入の内容でございます。地方交付税関係でございますが、普通交付税は、前年度当初予算比で2億4千720万4千円の減額、率にして4.2%減の55億7千480万6千円としております。減額の主な要因としましては、27年度の決定額との比較でございますが、合併算定替に伴う減額が約1億2千500万円、国勢調査人口の反映分が約4千800万円の減額、公債費に対する算定分が約8千500万円の減額と見込んでおります。普通交付税につきましては、国の地方財政計画及び県の資料により算定しております。一部増額要素はあるものの、現時点では詳細な資料がないため、大きく減額する見込みとして算定しております。したがって、財源不足を調整するため、財政調整基金からの繰入金を1億4千362万6千円計上しております。特別交付税につきましては、前年度当初予算比13.8%増の7億2千万円を見込んでおります。また、臨時財政対策債は、前年度当初予算比13.5%減の3億293万7千円でございます。その他の歳入では、国及び県支出金が、災害復旧事業に係る国庫負担金の減額などにより、前年度当初予算比5.8%減の17億8千336万3千円となっております。また、地方創生関係事業の財源として新設予定の、邑南町まち・ひと・しごと創生基金からの繰入れを3千万円計上しております。町債につきましては、前年度当初予算比24.5%減の10億5千813万7千円となっております。この内、過疎ソフト事業債につきましては、地方創生関係事業等に充当するため、前年度当初予算比30.5%増の2億9千930万円を計上しております。過疎ソフト事業債につきましては、今後5年間の事業実施を見据えて、将来一般財源で負担する部分を確

保しておく必要がありますが、その額を約4億5千万円と見込んでおります。この内2億5千460万円につきましては、平成27年の9月補正予算で減債基金に積み立てているものを充てさせていただき、残りにつきましては、今後の決算剰余金等で財源の確保を行いたいと考えております。よって、起債総額から、臨時財政対策債、過疎ソフト事業債等、償還に係る財源が確保できるものを除きますと、4億5千590万円となり、起債発行の目安としております5億円を下回る予算編成となっております。次に、歳出でございますが、町民生活や町行政全般に配意したうえで、地区別戦略の推進、日本一の子育て村の推進、A級グルメから売れる製品と仕事づくりへ、小中高一貫でグローバル人材の育成、健康づくり体力づくりの推進に重点を置いて予算計上をしております。地区別戦略につきましては、邑南町地区別戦略実現事業を創設するとともに、邑南町地区別戦略資金貸付基金を創設することとしております。これらを活用して地区別戦略の実現を支援してまいります。また、その他の地方創生関連事業としましては、国の地方創生推進交付金を活用して、矢上高校魅力化事業、活力のある農業づくり事業、起業支援事業、インバウンド推進事業、中学生学習支援実証実験事業などを実施する計画でございます。普通建設事業としましては、町道改良事業が3億1千919万8千円、携帯電話等エリア整備事業費が1億163万円、既設公営住宅ストック改善事業が、6千204万円などとなっております。以下、特別会計は、国民健康保険事業特別会計が15億9千900万円で1.3%の減、国民健康保険直営診療所事業特別会計が5千700万円で10.9%の減、後期高齢者医療事業特別会計が3億6千900万円で5.7%の増、簡易水道事業特別会計が6億4千900万円で5.7%の減、下水道事業特別会計が8億4千400万円で9.4%の減、電気通信事業特別会計が4億4千400万円で3.5%の減となっております。一般会計、特別会計を合わせた合計額は153億9千500万円で、対前年度比では3%の減となっております。国の地方財政計画によりますと、地方の一般財源総額は平成27年度比で1千307億円増額の61兆6千792億円となっています。しかし、これは地方税収の増額を見込んだ上での算定であり、地方交付税だけを見ますと、546億円減額の16兆7千3億円となっております。したがって、税収増があまり期待できない本町におきましては、一般財源の確保が厳しいだけでなく、交付税も合併算定替えや人口減少を反映して減額が続くものと見込まれます。行財政改善の取組みにつきましては、昨年7月に行財政改善審議会から答申をいただき、現在職員のプロジェクトチームで検討を行っておりますが、一層取り組みを加速化し、健全な行財政運営の体制を構築してまいります。以上、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と、主要な施策について申し上げましたが、今まで以上に町民との対話を大事にし、行政課題に的確に対処するべく、全精力を傾注してまいります。何卒、議員各位と町民の皆様、率直なご意見とご指導を賜りますようお願い申し上げます。なお、本定例会に提案いたします議案は、人事案1件、条例案26件、

補正予算案 7 件、当初予算案 7 件、その他の案件 20 件、合わせて 61 件としております。諸議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させることといたしております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

●議長(辰田直久) 以上で町長施政方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 教育方針

●議長(辰田直久) 日程第4、教育方針。これより、教育方針を行っていただきます。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 土居教育長

●土居教育長(土居達也) 平成28年3月定例議会の開催にあたり、平成28年度邑南町教育行政の方針と主な施策について申し上げ、皆様方のご理解、ご協力を賜りたいと思います。はじめに、教育委員会活動と大きな方向について述べます。法律の一部改正により、27年度より首長の主催による総合教育会議が開催されることとなりました。本年度は、公民館活動のあり方、家庭教育や特別支援教育に関わる事、新年度も含めた教育行政の方向など4回開催され、関係する団体の皆様の参加も含めた意見交換を行い有意義な会にすることができました。協議の内容については、総合教育会議だよりを発行しその周知に努めてきました。今後も教育の中立性を確保しつつ首長部局との積極的な連携も図りながら教育行政の推進に努めます。教育委員会では、世界へも羽ばたける力の育成をスローガンとした教育のあり方に基づき、教育行政の推進を図っています。ふるさとで暮らすことを自ら選び、この町を支えよりよい町づくりに参画する担い手の育成は、地域創生の実現のためにも欠くことのできないことと考えています。このような人材の育成のためには、魅力ある地域づくりを進める大人の関わりが欠かせません。今年度策定されました地方創生戦略プランも含め、魅力ある地域づくりを学習・交流という側面を中心にして支援していきます。昨年12月末、新しい時代や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について中央教育審議会の答申が提出されました。地方創生の実現に向けて、これからの子どもたちには、地域への愛着や誇り、地域課題解決力が求められるとしています。その具体的な取り組みとして、すでに邑南町が進めています、地域学校の考え方に近い取り組みの推進が示されています。私たちは地域学校をその先駆的モデルとして受け止め、今後一層の充実推進を支援していきます。また、おおなんドリーム学びの集いで発表しています、子どもたちの地域課題の解決に関わる取り組みにつきましては、28年度から実施予定されています島根県の、みんなのまちづくりプロジェクト事業の委託を視野に入れ、解決案を実践化するなどその一層の充実を図っていきます。今年度、東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致実行委員会が設置され、競技種目をゴールボールとし、フィンランドチームを誘致交渉国

とすることが決定されました。学校・地域をあげた学習活動が計画的に進められるよう努めていきます。次に学校教育行政の推進について述べます。本町の地方創生戦略プランには、学校の魅力に惹かれて移住するという、教育的な移住の推進を視野に入れ、魅力ある学校づくりを進めていくことを記しています。学校の魅力には、様々なとらえ方がありますが、学校がすべての子どもたちにとって、安心して生活し学び合える居場所であることがその大前提です。そのために人権教育を全ての教育活動の基底に据え教育活動が実践されるとともに、各校が策定しています、いじめ防止基本方針に基づき、その取り組みが徹底されるよう支援を進めていきます。さらに、町内の小中学校がつながりながらいじめ防止の取り組みを進めていくよう、町内の6年生・中学2年生の集いを今年も継続して開催します。また、様々な課題から支援を必要とする子どもたちには、町の生活支援員や学習支援員、スクールソーシャルワーカーの配置、そして教育支援センター、関係機関との、いち早い連携などにより、安心して学べる環境づくりに努めます。魅力ある学校の柱は、質の高い学びの力の育成です。これからを生きる子どもたちに求められる力は、答えの見えにくい課題について、立場や考え方を超え議論を深め、新たな考え方を共に作り出せる力です。そして、その考えにそって協働して実践できる力です。邑南町では、そうした力の育成のために、学び合う授業づくりの研究や実践をモデル校方式を採りながら進めています。国が今後進めようとしていますアクティブラーニングの先駆け的取り組みとして一層の充実を図っていきます。こうした授業改革と同時に子どもたちが必要な情報を、書物を中心にしながら収集したり要約したりして、人に的確に伝える力の育成のために図書館活用教育の一層の充実を図ります。また、その成果発表の場として取り組んでいます、調べる学習作品展を継続し開催します。町内には複式学級を含む小規模校があります。子どもたちには多様な人との交流が必要です。これまで進めています小学校同士の合同学習会や交流の場づくりを積極的に支援していきます。また、小規模校の魅力づくりを地域と一緒にやってつくり出すための新規事業をモデル的に進めていきます。邑南町が求める質の高い学びの力の育成には、教職員の指導力の向上が欠かせません。国語科や算数・数学など系統性の高い教科、苦手意識の高い英語科に絞り小中9年間で視野に入れ、連携を図った指導ができるよう研修の充実に努めます。また、子どもたちの学力育成は、学校だけでなく家庭や地域との連携が不可欠です。地域ボランティアによる、花まる算数教室をはじめ、ふるさと学習の指導者として多くの地域の皆様のご協力により、子どもたちの豊かな学びの保障に努めます。今年度、町内小学5年生から中学生、またその保護者を対象に、ふるさとと農業に関するアンケート調査を島根大学との共同により実施しました。この結果に基づき農業への関心を高める取り組みをはじめ、中学生の仕事発見や仕事づくりへの夢を、地域あげて応援する組織や仕組みづくりを、町のコーディネーターとの連携を図り推進していきます。続いて、社会教育行政について述べます。地方創生に向け、戦略プランが策定され

ました。社会教育行政が担うべき役割は、学びや交流の場づくりにより、ふるさとを豊かにしたいという願いの実現を支援することです。その営みを主として支えるのは、公民館です。公民館の、集い、学び、つなぐ、の機能が十分発揮できるよう、公民館活動推進委員の研修の充実に努めます。公民館では、地域資源に磨きをかけ、他の資源とつなぐ資源の一層の活用を図ることや人権問題、子育て、医療、食育、健康づくりなど、地域が抱える課題や皆さんが求める学習の開設に努めていきます。また先に述べました中教審答申が求めています、次代を担う子どもたちの育成のための地域学校運営の支援やパラリンピック合宿誘致に向けた、様々な学習活動を計画的に進めていきます。次に文化財行政について述べます。久喜・大林遺跡の調査事業は、県内外の専門家による調査指導委員会の指導・助言に基づいて進めています。27年度は、久喜床屋遺跡の調査を終了しその報告会を実施しました。28年度は、これまでの調査をまとめ広く町民の皆様方に報告する場を開催します。また平成28年10月1日、2日、本町で開催されます、第13回日本オオサンショウウオの会に向け実行委員会を中心にし、多くの町民の皆様方にも参加していただけるよう準備を進めていきます。次にスポーツ振興について述べます。地域の皆様方の健康志向が高まり、ノルディックウォークなどウォーキングに取り組む人が増えています。正しいウォーキングについての学習会や仲間づくりをすすめていきます。また、高齢者や障害のある方への軽スポーツやゴールボールの普及をスポーツ推進委員の皆様との協力を得ながら進めていきます。NEC女子バレーボールチームの合宿が今年も邑南町で予定されています。バレーボール教室の開催やチームの皆様さんとの交流会を体育協会と連携し、今年も継続して行います。次に、学校と社会教育とが連携して取り組むことについて述べます。その一つは、人権・同和教育の推進です。人権の尊重は町づくり、学校づくりの基本です。人権の町宣言、非核平和の町宣言、男女共同参画の町宣言そして、今年度策定されました邑南町人権施策推進基本方針、邑南町同和问题啓発教育基本構想に基づき、全ての人の人権が守られるよう学校や地域が連携しながら取り組みを進めます。同和问题学習は、学校で子どもたちが学ぶ内容を大人向けに教材化したものを活用し、公民館での学習会を中心にして実施していきます。また平成25年に公布され、この4月から施行されます、障害者差別解消法の啓発や東京パラリンピック合宿誘致に向け、障がいのある人への理解を深める学習を進めます。また文部科学省より配慮が求められています、性的少数者の人権についての教職員研修などを計画的に進めていきます。二つ目は、ふるさと学習についてです。これまで開設をお願いし、支援してきました地域学校はほぼ全地域に設置され、地域の特性に沿った取り組みが進められようとしています。28年度も実践交流会を開催し、活動の一層の充実を図っていきます。また子どもたちが取り組んでいます地域課題学習を公民館活動とつなぎ、大人と子どもたちが学び合える場とするなど課題解決のあり方の深まりを図っていきます。また先ほど述べました、日本オオサンショウウオの会で、地域の子もた

ちが研究発表したり、県外の研究実践校と交流したりすることにより、オオサンショウウオへの認識が深められるよう努めます。久喜・大林銀山についても大人と子どもたちが一緒に学ぶ講座を開設し、ふるさとへの誇りを育てていきます。三つめは、読書活動の推進です。子どもたちの読書活動は、町内百数十名の読書ボランティアの皆様方の様々な活動により、幼い時から本に親しむ習慣が定着すると共に、学校での読書活動の充実にもつながっています。読書ボランティアの皆様の交流会や研修会を継続し、学校での読書活動とボランティアとをよりよくつなぐよう一層の推進を図っていきます。また、公民館の図書コーナーの充実や公民館の講座内容に合わせた図書紹介を行うなど、読書の町づくりをめざした取り組みを進めていきます。以上、平成28年度の教育行政について、その取り組みの概要を述べました。今後とも議員の皆様方をはじめ町民の皆様方の御理解・御支援をいただきますようお願いをいたします。

- 議長(辰田直久) 途中ではございますが、ここで休憩に入らせて頂きます。再会は10時40分と致しますので、よろしくお願い致します。

—— 午前10時31分 休憩 ——

—— 午前10時41分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第5 行政報告

- 議長(辰田直久) 再会をいたします。日程第5、行政報告。これより町長に、行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。
- 町長(石橋良治) はい、議長番外。
- 議長(辰田直久) 石橋町長。
- 町長(石橋良治) それでは第3回邑南町議会定例会の開会にあたり、12月議会定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告します。始めに、東日本大震災追悼について申し上げます。東日本大震災が発生して今年で5年を迎えるにあたり国においては3月11日に追悼式が行われます。当日、本町では役場の施設において国旗を半旗掲揚するとともに、無線放送にて大震災が発生した時間に黙とうを行う事としております。町民の皆さまには亡くなられた方への哀悼の意をもって黙とうを行って頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。次に、平成28年1月23日からの大雪について御報告申し上げます。事前に大寒波が予想され、23日に風雪注意報等が発表になりましたので、臨時放送を流す等町民の皆さまへ警戒を呼びかけておりましたところ、24日未明3時32分に大雪警報が発令されましたので、町としては災害準備体制を敷いて対応したところでございます。積雪量は町の観測史上最高の102センチ(淀原アメダス観測所)を記録、24日正午までと午後3時までの24時間降雪量がそれぞれ74センチ、72センチと両方とも全国1位の量を記録しました。除雪はもちろんでございますが、その上に雪害復旧対策体制として、倒木及び漏水が多いため、倒木対策班及び漏水対策

班をそれぞれ設置し、対応にあたったところでございます。状況としまして、避難、安否確認の状況は、自主避難、最大2世帯7名、羽須美地域後山集落8世帯22名中、4世帯8名に連絡が取れない状況でしたので、消防団と職員にて安否確認を実施しました。公共交通機関の状況は、町営バス及びスクールバス、JR三江線、備北交通バスそれぞれ24日から29日にかけて全線終日運休や部分運行となりました。休校また休診の状況は、町内小中学校、県立養護学校及び県立矢上高等学校は25日、26日全校で休校27日は断水のため瑞穂中学校が休校となりました。25日には公立邑智病院 整形外科外来、また阿須那診療所、また井原診療所が休診となりました。被害等でございますが、幸いに、家屋倒壊等はございませんでした。人的被害、軽傷（打撲）2名、漏水箇所、43戸（羽須美10戸、瑞穂16戸、石見17戸）、断水箇所、52戸（瑞穂22戸、石見30戸）、パイプハウス被害、131件 約1億3千5百万円、面積にして約1.75ヘクタール、内訳は、羽須美が18件、977万3千円、瑞穂58件、7千112万8千円、石見55件、5千393万2千円の内訳でございます。町行造林、公社造林及び個人分、約14ヘクタール、被害額約4千万円、また通行規制、全面通行止め、国県道、町道等併せて19箇所、内訳は、高速道路、浜田自動車道、国道2箇所、県道5箇所、町道8箇所、農道1箇所、林道2箇所でございます。倒木処理件数、羽須美地域、延べ作業人員20名、処理本数、約60本、停電、745件、内訳は、羽須美241件、瑞穂488件、石見16件、など大変な状況でございました。改めまして、被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。28日には自主避難者が無くなり、停電も解消したため災害準備体制を解除しましたが、引き続き漏水対策及び倒木対策を継続して対応してまいりました。現在はほとんど復旧しておりますが、今後もパイプハウスの復旧等、豪雪の事後対策に努めて参りますのでご協力よろしくお願いいたします。次に、次期邑南町総合振興計画の策定について申し上げます。邑南町総合計画審議会におかれまして、審議を重ねていただき、2月25日に計画案の答申をいただいたところでございます。向こう10年間の町づくりのテーマを、心かよわせともに創る邑南の郷、とし、地域が自立し、未来へ共に歩む協働のまちなど6項目の基本目標を掲げております。また、総合振興計画の実施計画に位置付けております、過疎地域自立促進計画につきましても、島根県との協議を経て計画案を策定したところでございます。これら二つの計画につきましましては、今議会でご承認いただくよう議案を提出しておりますのでご審議の程よろしくお願い申し上げます。次に、国勢調査について申しあげます。昨年10月1日を基準日として実施されました国勢調査の速報値が、昨年12月25日に島根県から発表されました。これによりますと、人口は1万1千100人、世帯数は4千222世帯で、いずれも前回5年前の調査と比較して減少となっております。今後国から出される確定値を元に分析を進めるとともに、邑南町版総合戦略に掲げております人口減少対策を着実に進めていかなければならないと考えております。矢上高校の魅力化コーディネーター

について申し上げます。施政方針でも申し上げたとおり、平成28年1月1日より、新たに矢上高校魅力化コーディネーターとして、広島市出身の小林圭介さんに就任いただきました。小林さんは、前職で、教育コーディネーターとして、小・中学校のキャリア教育のカリキュラムの内容について提案をしたり、学校と地域とのつながりを促進させるうえでの調整役を担ってこられました。その経験を今後の矢上高校の魅力化の取組に生かしていただけるものと考えております。また、平成28年1月7日に、矢上高校魅力化推進センターと称する組織ができました。この組織は、2名の魅力化コーディネーターと5名の教員で構成されており、矢上高校の魅力化に関する取組を計画協議し、実践していきます。なお、3月2日には、今年度の卒業生87名全員に対し、卒業後もこの町や、矢上高校のことを忘れずに応援し続けて欲しいと願い、邑南町アンバサダー、これは大使と言う意味ですけれども、これに任命し、それぞれ各人へ100枚ずつの名刺を贈呈しました。いつまでも邑南町を愛する大使として活用して欲しいと思います。この邑南町アンバサダーは、平成28年度から高校生以外の個人や企業・団体向けにも対象を広げる予定です。次に、邑南町30歳の成人式について申し上げます。若い世代の方々に、邑南町について考える機会を提供し、邑南町出身者の帰郷機会を創出することを目的に、今年1月10日に邑南町としては初めて実施しました。30歳という年齢を対象者としたのは、成人後10年を経過し、人生を改めて考える時期として適した年齢であろうと判断したからで、邑南町商工会青年部や邑南町を考える会の協力により実行委員会を組織し、53名の参加者が集い盛大に行われました。企画から当日の式典、交流会、さらには記念誌の作成まで実行委員会が主体となり実施され、若い世代による地域活性化の意識醸成に効果があったと感じています。パネルディスカッションでは、同級生のネットワークを深め町内外で邑南町をPRする役割を担おうという意見が深まりました。こうした試みにより、地元への愛着心が深まり、Uターンのきっかけとなることを望みます。次に、三江線に関する状況について申し上げます。昨年11月27日にJR西日本真鍋社長と面談して以降、12月19日に三江線改良利用促進期成同盟会第2回臨時総会が開催され、3点の行動について決定しました。1点目は、広島県知事、島根県知事へ存続行動への支援を要請すること。2点目は、国会議員、国土交通省へ支援を要請すること。3点目は、JRからの説明による地元住民説明会を開催すること。で、あります。これを受け12月25日には、三江線改良利用促進期成同盟会として、沿線6市町の首長、議長が広島県知事、島根県知事へ支援の要請に伺いました。広島県知事は、まず協議を始めることが重要であり、無期限の協議は現実的でない、条件にこだわらず早期に協議開始すべき、と提案され、また島根県知事は、双方にそれぞれの立場、考えがあると思うが、双方とも白紙の状態で、相手の考えもよく聞いて、よく話し合うことが大事であり、そのような話し合いを始めることができるようにしてもらいたい、と提案されました。この要請を受けて、島根県知事は、12月25日午後6時

に伝えた見解と同様のものをＪＲ西日本米子支社へ電話で伝えたところ、後日、ＪＲ西日本米子支社長から、早くそのような話し合いを始めたい、との連絡があったとのことでした。広島県知事は、１月１２日にＪＲ西日本米子支社松岡支社長へ電話で、ＪＲにおかれても廃止ありきではなく、沿線住民にとって何が重要かというスタンスで協議をするように、また３月までの期限についても不安に感じる首長がおられる、ということ伝えたところ、松岡支社長は、ＪＲとして何かを決めているということはないので、沿線６市町と協議の中で期限のことも決めていきたい、という回答があったとのことでした。１月２９日には、沿線６市町の首長、議長で、国土交通省石井大臣、また鉄道局長、また島根県・広島県選出の国会議員への要請活動を行ってきました。また、ＪＲ三江線問題に関する住民説明会が１月２３日から２月２日にかけて沿線６市町８会場で開催され、総数７６４名の参加がありました。邑南町では、１月３１日に口羽公民館で開催し、６５名の方が参加されました。アンケートによると参加者の大半は、ＪＲの説明自体は、まあ理解できた、ということでありましたが、自由記述では、議論が足りない、時期尚早である、などの声が多くありました。また、当日会場での質問内容も、存続を訴える内容のものが多くありました。２月６日には三江線改良利用促進期成同盟会第３回臨時会が開催され、ＪＲ西日本と白紙の状態での協議を始めることを決定しました。同日、同盟会の景山会長が、島根県地域振興部長同行のもと、ＪＲ西日本米子支社を訪問し、松岡支社長に双方とも白紙の状態での協議を始めたい旨を伝え、松岡支社長も、これに同意しました。今後は、期成同盟会として、三江線に関する検討会議に諮問を行い、６市町の実務担当者とＪＲ西日本米子支社による協議をおこなっていくこととなりました。この検討会議には、広島県、島根県を議事進行役に、中国運輸局や学識経験者にもオブザーバーとして入っていただき、情報提供や指導・助言をお願いすることとなっています。検討する内容は、１、現在までの現状確認・検証、２、鉄道としての存続の可能性、３、新交通プランの形態、可能性等についてであり、現在、幹事会構成職員及びその他職員で検討会議に臨んでいます。第１回目は２月１４日、第２回目は２月２７日に行われ、三江線の現状と課題についてこれまでの５年間の活性化の取り組みを振り返りながら論点整理が行われています。なお、第３回目は３月１２日に予定されており、今後さらに突っ込んだ議論に移って行くものと承知しております。次に、インバウンドモニターツアーについて申し上げます。本町では、１月２３日、２４日の２日間において、広島在住のフランス、ドイツ、デンマークなど５カ国の計８名の外国人留学生を招き、農家民泊などに宿泊し町内観光施設の見学や田舎料理づくりの体験を行いました。意見交換会では、町内で利用できる無料のＷｉ－Ｆｉスポットがないとか、施設に英語表示がほとんどないなどの意見があった一方で、家族のように優しい人が多い町で、またぜひ訪れたいという人も多かったようです。今後は、こういった意見を参考にさらにモニターツアーを実施し、観光ルート設定や受入体制の整備を進めてまいります。次

に、邑南ラボフォーラムの開催について申し上げます。島根大学との共同研究の場として開設した邑南ラボの研究発表会を、2月27日田所公民館で開催しました。平成27年度の研究テーマは道の駅瑞穂とし、新たな産業振興の可能性について研究いただきました。このフォーラムには町や道の駅の関係者だけではなく、周辺住民・利用者など数多くの方にご参加いただき、改めて道の駅瑞穂への期待の高さと重要性について実感したところであります。町といたしましては、この調査データを基に地域と連携を図りながら、小さな拠点づくりと新たな6次産業化の機能拡充を図りながら、地域経済活性化につなげてまいりたいと考えております。次に、東京農業大学との共同研究について申し上げます。本町では12月21日、東京農業大学において、邑南町産のハーブと米こうじを使った新商品開発に向けた共同研究に関する契約を締結しました。これは、基幹産業である農業を活用した町内産品ブランド化をさらに進めるもので、日本で唯一醸造学科を持つ東京農業大学とともに新商品開発に取り組むほか、併せてハーブの効能調査、消費者の健康や美容の意向を反映させるための調査も行っていきます。また、3月13日には町内で成果発表を行う予定にしております。次に、農林業の振興について申し上げます。本町では今年1月23日からの降雪により、農作物や農業用施設に多大な被害が発生しました。今回の被害は一昨年12月に発生した豪雪被害を大きく上回るもので、その復旧対策についてはさっそく2月17日開催の臨時議会において、予算案を議決頂いたところですが、平成25年8月の豪雨被害から、平成26年の雪害、そして今年の雪害と農家の皆さんにとっては3年続きの災害であり、その間には一昨年の米価の低迷、昨年夏から秋にかけての天候不順と、まさに逆風が吹いているといった状況でございます。特に、今回の雪害は発生時期が遅いため、春からの農業生産に与える影響を心配しているところであり、早期の復旧に万全を期したいと考えております。そのような中で今年産の水稻作付面積の取りまとめを行ったところ、配分面積1,043ヘクタールに対し、作付希望面積を1,041ヘクタール出して頂き、作付率は99.8パーセントとなりました。取りまとめ頂きました各集落の推進員のみなさんのご尽力に感謝申し上げます。次に、災害復旧事業について申し上げます。はじめに、今年度発生しました道路災害3件につきましては、既に発注済みでございます。瑞穂地域の2件につきましては、年度内に完了をいたします。残る石見地域の1箇所は、25年災の工事完成後の着手となることから、28年度への繰越承認を得て工事を行ってまいります。次に、平成25年8.24豪雨災害復旧事業は、現在、公共土木施設災害12箇所、農地・農業用施設災害52箇所が工事中でございます。平成26年3月から工事を進めてまいりましたが、工事を請け負っていただきました業者の方々、また工事に関係する地域の皆様のご協力により、重大な事故も発生することなく、予定をしていた期間までに完了する予定でございます。また、県の河川災害復旧につきましても、年度内に完了いたします。土石流対策として行います日貫地区の金比羅川、日和地区の勝地川砂防事業は来年度以

降も引き続き行われます。なお、本年度末をもって災害復旧対策室を解散致します。これまでの関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。次に、教育委員会関係ですが、まず学校教育課の関係について申し上げます。死亡叙位叙勲についてですが、石見地域日貫地区の故山田清さんが、昨年12月29日付で正六位に叙され瑞宝双光章を受章されました。ここにご報告申し上げますとともに、謹んで哀悼の意を表します。次に、今年度で4年目となる、各小中学校で進めておられます図書館を活用した、調べ学習の一環としての調べる学習作品展につきましては、1回目の作品展を9月に開催され、2回目は、小中学生あわせて258点あまりの作品を応募され、1月31日から2月8日の間、健康センター元気館で展示されました。多くの町民の方にご覧いただいたようです。教育委員会では、これらを審査され解説を加えた認定書も送られました。町としましても今後の調べ学習の一層の充実と読書普及活動の推進を支援してまいりたいと考えているところです。次に、2月16日に、平成27年度、邑南町いじめ問題対策連絡協議会等条例の施行後、初めてのいじめ問題対策連絡協議会が開催され、小・中学校のいじめの現況報告や、その解決の進捗状況など関係機関での情報の共有化が図られました。尚、石見東小学校は、1月23日の文部科学省主催の、全国いじめ問題子どもサミット島根県代表として、グループ討議に参加したとのことです。会議後、島根大学教育学部の稲垣教授による、いじめによる身体や精神に与える影響について思春期外来の事例から、と題して講演があり、多くの関係者が熱心に聴講されました。次に、スクールバスについてですが、高原線の新車両が納車され、3月より運行を開始しました。これは、沿線の小中学校の児童や生徒から公募した絵やマスコットキャラクター、オオナンショウをラッピングした車両です。次に、生涯学習課関係について申し上げます。先ず、1月31日に、おおなんドリーム学びのつどいを開催しました。町内の小中学校、矢上高校、石見養護学校、出羽地区など11団体の発表者と来場者500人が元気館に集い、邑南町の良さや暮らしの課題について学び感じたことを、自分たちの夢や願いを込めて発表しました。また、2月6日にみんなで学ぶ人権講演会を口羽公民館で開催し、ドキュメンタリー映画、ある精肉店のはなし上映と、瀬戸あや監督の講演会を行い100人が集い人権の尊さについて学び合いました。また、2月13日に田所公民館で第2回邑南町公民館研究交流集会を開催し、公民館の事例発表とパネル展示のほか、千葉敬愛短期大学学長、明石要一氏の講演を来場者が聴き、公民館における子どもの体験活動の重要性を学びました。また、2月25日に第2回パラリンピックキャンプ誘致実行委員会を開催し、ゴールボールの強豪国であるフィンランドを誘致対象国として絞り、交流していくことを決定しました。次に、2月28日に、わくわくフェスタ2016を健康センター元気館で開催し、絵本作家による講演会と町内の子育て支援に関わる団体グループが、マイ箸作り、お菓子づくり等のコーナーを設け親子の絆を深める楽しい機会となりました。次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発

注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。最後に、お知らせをいたします。この度、山陰中央新報社邑南通信部が矢上本町商店街の空き事務所を利用し設置されることになりました。開設の時期は4月ごろで、若い記者が1名駐在するとお伺いしております。平成18年に石見支局が廃止されてから10年ぶりの開設となりますが、話題の多い邑南町に是非設けたいとの山陰中央新報の意向でありまして、ありがたく受け止めております。以上、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

●議長(辰田直久) 以上で町長の行政報告及び諸般の報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 報告事項

●議長(辰田直久) 日程第6、報告事項。報告第1号、例月現金出納検査結果報告について。報告第2号、平成27年度定期監査報告について。以上、2件について、それぞれ報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承をください。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(辰田直久) 日程第7、先議といたしまして、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第5号の提案理由をご説明申し上げます。人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児、児童に対する虐待や、いじめ体罰など子供に関する問題、高齢者や障がいのある人に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など、多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中であって、人権擁護委員は、これらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を、議会の意見を聞いて、法務大臣に対し推薦するものでございます。議案第5号において推薦につき意見を求めようとする土井美恵子氏につきましては、平成22年7月1日から、人権擁護委員としてご活躍いただいております。この度、平成28年6月30日に任期満了を迎えられるにあたり、引き続きその手腕を発揮していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●議長(辰田直久) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。これより、議案第5号に対する質疑に入ります。議案第5号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いうでございまして、議案第5号に対する質疑を終わります。

これより、討論、採決に入ります。議案第5号に対する討論。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第5号について、原案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第5号、人権擁護委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第8 議案の上程、説明

●議長(辰田直久) 続きまして、日程第8、議案の上程、説明に入ります。議案第6号、指定管理者の指定について、議案第7号、指定管理者の指定について、議案第8号、指定管理者の指定について、議案第9号、指定管理者の指定について、議案第10号、指定管理者の指定について、議案第11号、指定管理者の指定について、議案第12号、指定管理者の指定について、議案第13号、指定管理者の指定について、議案第14号、指定管理者の指定について、議案第15号、指定管理者の指定について、議案第16号、指定管理者の指定について、議案第17号、指定管理者の指定について、議案第18号、指定管理者の指定について、議案第19号、指定管理者の指定について、議案第20号、指定管理期間の変更について、議案第21号、指定管理期間の変更について、議案第22号、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第23号、邑南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第24号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第25号、邑南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第26号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第27号、邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議案第28号、邑南町税条例の一部改正について、議案第29号、邑南町斎場条例の一部改正について、議案第30号、邑南町立障害者支援施設条例の一部改正について、議案第31号 邑南町地域支援センター条例の一部改正について、議案第32号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について、議案第33号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第34号、邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について、議案第35号、邑南町水道給水条例の一部改正について、議案第36号、邑南町下水道条例の一部改正について、議案第37号、邑南町土地開発基金条例の廃止について、議案第38号、邑南町農地有効利用支援整備事業分担金徴収条例の廃止について、議案第39号、邑南町団体営農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の廃止について、議案第40号、邑南町行

政不服審査会条例の制定について、議案第41号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第42号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第43号、邑南町職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第44号、一般財団法人地域活性化センターへの研修派遣に係る職員に支給する手当に関する条例の制定について、議案第45号、邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、議案第46号、邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の制定について、議案第47号、邑南町土地基盤整備事業分担金徴収条例の制定について、議案第48号、邑南町第2次総合振興計画の制定について、議案第49号、邑南町過疎地域自立促進計画の制定について、議案第50号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更について、議案第51号、工事請負契約の変更契約の締結について、議案第52号、平成27年度邑南町一般会計補正予算第7号について、議案第53号、平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について、議案第54号、平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について、議案第55号、平成27年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について、議案第56号、平成27年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について、議案第57号、平成27年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について、議案第58号、平成27年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について、議案第59号、平成28年度邑南町一般会計予算について、議案第60号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第61号、平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について、議案第62号、平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第63号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計予算について、議案第64号、平成28年度邑南町下水道事業特別会計予算について、議案第65号、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計予算について、以上、60議案を一括上程いたします。

●**議長(辰田直久)** 最初に議案第6号から議案第18号まで、提出者から、提案理由の説明を求めます。

●**町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**町長(石橋良治)** 議案第6号から議案18号までの提案理由をご説明申し上げます。これは、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。これらの議案は、公の施設の指定管理者の指定についての議案でございしますが、私の方からは、基本的な考え方を申し上げまして、詳細については、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。公の施設の指定管理者を指定するにあたり、管理者の選定には、公募して候補者を選定する場合と、公募せずに候補者を選定場合があります。今回提案しましたこれらの施設については、公募せずに候補者を選定いたしました。非

公募により選定した理由は、施設によって違いがありますが、主な理由は次のとおりでございます。一つ目は、条例で公募しないで指定管理者を指定することが規定されている施設。これは、自治会館等が該当します。二つ目は、現在委託している団体が良好に管理運営しており、そして、そこで働く町民がいる施設。三つ目は、施設の設置目的から管理運営する団体が候補者以外に想定できない施設。以上の理由により、公募せずに非公募により指定管理者の候補者を選定しております。なお、候補者については、ほとんどがこれまで管理委託契約を交わしていた団体でございます。次に、指定期間についてでございますが、邑南町の基本方針として次の3通りに分類しております。1、建物の維持管理を主体とする場合は、3年間。2、施設の管理運営をするにあたり、専門的な職員を育成する必要がある施設については、5年間。3、地域住民が主体となって管理運営する施設については、10年間。これら3通りの分類は、基本的な考え方であり、施設によってさらに検討を加え、必要な年数を決定しております。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 議案第6号指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。議案書の別紙にあります、これら28件の自治会館等の指定期間が平成28年3月31日をもって満了いたします。これらの施設は、自治会の振興を目的に設置したものであり、自治会を指定管理者とすることが適切であるので、引き続き地元自治会を、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間、指定管理者に指定しようとするものであります。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく、お願いいたします。

●**種町民課長(種文昭)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 種町民課長。

●**種町民課長(種文昭)** 議案第7号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。瑞穂地域にあります公の施設、無量寿堂の指定期間が平成28年3月31日をもって満了することから、これまで無量寿堂管理委員会に指定管理しておりましたが、管理運営も良好であることから非公募とし、引き続き平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間を指定の期間とし、無量寿堂管理委員会に指定管理者を指定しようとするものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく、お願いいたします。

●**植田農林振興課長(植田和弘)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長** 議案第8号及び第9号についてご説明申し上げます。議案第8号の共同処理加工場は邑南町下亀谷に、また議案第9号の川舟管理施設は邑南町下口羽にあ

る公の施設でございまして、指定期間が平成２８年３月３１日をもって満了いたします。これまでの管理運営状況は共に良好であったことから非公募とし、引き続き平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの１０年間を指定の期間とし、共同処理加工場は亀谷自治会に、川舟管理施設は川舟施設管理組合に指定管理者の指定をするため、議決を求めるものでございます。続いて議案第１０号から第１２号についてご説明申し上げます。議案第１０号の堆肥化処理施設茅場処理場は邑南町中野に、議案第１１号の日和処理場は邑南町日和に、議案第１２号の基幹処理場は邑南町中野にある公の施設でございまして、指定期間が平成２８年３月３１日をもって満了いたします。これまでの管理運営状況は良好であったことから非公募とし、引き続き平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの５年間を指定の期間とし、茅場処理場は茅場堆肥処理組合に、日和処理場は有限会社邑智ピッグファームに、基幹処理場は島根県農業協同組合に指定管理者の指定をするため、議決を求めるものでございます。次に議案第１３号及び議案第１４号について説明申し上げます。議案第１３号の農業近代化施設は邑南町阿須那に、議案第１４号の農林水産物集出荷貯蔵施設は邑南町原村にある公の施設でございまして、共に指定期間が平成２８年３月３１日をもって満了いたします。これまでの管理運営状況は良好であったことから非公募とし、引き続き平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの５年間を指定の期間とし、両施設を島根県農業協同組合に指定管理者の指定をするため、議決を求めるものでございます。次に議案第１５号についてご説明申し上げます。木質バイオマスチップ製造施設は邑南町下田所にある公の施設でございまして、指定管理者には、バイオマス発電施設へのチップ供給や江の川共販市場と隣接しているという事業性や立地性から、松江市母衣町５５番地、島根県森林組合連合会、代表理事会長手銭白三郎氏を非公募とし指名し、平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの５年間を指定の期間とするための議決を求めるものでございます。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 朝田水道課長。

●朝田水道課長 議案第１６号、指定管理者の指定につきましてご説明いたします。羽須美地域宇都井地区にございます飲料水供給施設の指定管理者の指定をしようとするものでございます。公の施設の名称は宇都井飲料水供給施設、指定管理者となる団体の名称は宇都井水道組合、指定管理者となる団体の所在は邑南町宇都井、指定の期間は平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの１年間でございます。当該団体の指定の理由でございますが、宇都井飲料水供給施設は当該給水区域の住民で構成される宇都井水道組合を指定管理者として指定して管理運営を行わせており、今後も同組合が引き続き管理運営を行うことで施設の効用を最大限発揮できるとともに管理経費の縮減が図られるものでございます。指定期間１年間の理由でございますが、邑南町の簡易水道事業は平成２９年度から上水道事業に移行するため、飲料水供給施設についても併せて調整

を図る必要があるためでございます。続きまして、議案第17号、指定管理者の指定につきましてご説明いたします。羽須美地域上田地区にございます飲料水供給施設の指定管理者の指定をしようとするものでございます。公の施設の名称は長田飲料水供給施設、指定管理者となる団体の名称は長田水道組合、指定管理者となる団体の所在は邑南町上田、指定の期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間でございます。当該団体の指定の理由でございますが、長田飲料水供給施設は当該給水区域の住民で構成される長田水道組合を指定管理者として指定して管理運営を行わせており、今後も同組合が引き続き管理運営を行うことで施設の効用を最大限発揮できるとともに管理経費の縮減が図られるものでございます。指定期間1年間の理由でございますが、邑南町の簡易水道事業は平成29年度から上水道事業に移行するため、飲料水供給施設についても併せて調整を図る必要がございます。続きまして、議案第18号、指定管理者の指定につきましてご説明いたします。羽須美地域上田地区にございます飲料水供給施設の指定管理者の指定をしようとするものでございます。公の施設の名称は上田飲料水供給施設、指定管理者となる団体の名称は上田飲料水供給組合、指定管理者となる団体の所在は邑南町上田、指定の期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間でございます。当該団体の指定の理由でございますが、上田飲料水供給施設は当該給水区域の住民で構成される上田飲料水供給組合を指定管理者として指定して管理運営を行わせており、今後も同組合が引き続き管理運営を行うことで施設の効用を最大限発揮できるとともに管理経費の縮減が図られるものでございます。指定期間1年間の理由でございますが、邑南町の簡易水道事業は平成29年度から上水道事業に移行するため、飲料水供給施設についても併せて調整を図る必要があるためでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 議長(辰田直久)** つづきまして、議案第19号、指定管理者の指定についてを議題いたします。ここで、中村議員の除斥について採決いたします。お諮りをいたします。議案第19号につきましては、中村議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 「異議なし」と認めます。よって、中村議員を除斥することに決定をいたしました。中村議員の退場を求めます。

(除斥議員退場)

- 議長(辰田直久)** それでは議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

- 議長(辰田直久)** 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治)** 議案第19号の提案理由をご説明申し上げます。これも、指定管

理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。瑞穂ハンザケ自然館の指定管理者を、一般社団法人邑南町開発公社に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、生涯学習課長から説明させますので、よろしくお願いします。

●能美生涯学習課長（能美恭志） 議長、番外。

●議長（辰田直久） 能美生涯学習課長。

●能美生涯学習課長（能美恭志） 議案第19号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。本議案は、指定期間が本年3月末をもって満了する邑南町上亀谷に所在します瑞穂ハンザケ自然館の指定管理者を、一般財団法人邑南町開発公社に指定するものでございます。一般財団法人邑南町開発公社は永年の瑞穂ハンザケ自然館の運営において、オオサンショウウオの産卵・孵化について研究面で大きな成果が出ており、専門知識を有していることなどから、指名により平成28年4月1日から33年3月31日までの5年間、引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●桑野副町長（桑野修） 議長、番外。

●議長（辰田直久） 副町長

●桑野副町長（桑野修） 休憩をお願いします。

●議長（辰田直久） 暫時休憩をいたします。

—— 午前11時38分 休憩 ——

—— 午前11時40分 再開 ——

●議長（辰田直久） 再会を致します、議案第19号についての訂正がございますので発言を許可致します。

●石橋町長（石橋良治） はい、議長、番外。

●議長（辰田直久） 石橋町長

●石橋町長（石橋良治） 私の説明の中で、一般社団法人というふうに申し上げましたが、財団法人が正しいでございます。私のほうが間違っておりましたので大変失礼を致しました。

●議長（辰田直久） ということで、議案書のとおりということでご判断を頂きたいと思えます。そう致しますと議案第19号についての説明が終わりました。中村議員の除斥を解きます、中村議員の入場を求めます。

（除斥議員入場）

●議長（辰田直久） つづきまして、議案第20号、指定管理期間の変更についてを議題といたします。ここで山中議員、三上議員の除斥について採決いたします。お諮りします。議案第20号は、山中議員、三上議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥したいと思います。これにご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 「異議なし」と認めます。したがって、山中議員、三上議員を除斥することに決定をいたしました。山中議員、三上議員の退場を求めます。

(除斥議員退場)

- 議長(辰田直久) ただいまの除斥によりまして、会議録署名議員が除斥になっておりますので、会議録署名議員の指名の追加をいたします。1番、大和議員お願いをいたします。それでは議案第20号について、提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

- 議長(辰田直久) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第20号の提案理由を説明申し上げます。これは、ぐる一ぷりビングの指定管理期間の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、福祉課長から説明させますので、よろしくお願いします。

- 沖福祉課長(沖幹雄) 議長、番外。

- 議長(辰田直久) 沖福祉課長。

- 沖福祉課長(沖幹雄) 議案第20号、指定管理期間の変更についてご説明いたします。ぐる一ぷりビングは、高齢者の介護予防を目的として、短期共同生活体験事業を行う施設でございます。建物は、邑南町下田所334番地に位置し、2階建ての建物内に、ぐる一ぷりビングを含め、3つの施設が共存しております。具体的には、1階部分でございますが、廊下を挟んで、ぐる一ぷりビングとはあもにい하우스、2階部分がハートフルみずほでございます。このうちぐる一ぷりビングにつきましては、合併後の利用実績が僅少であり、今後も利用が見込めないことから、今年度末で廃止しまして、その部分もはあもにい하우스として有効活用することが適切であると考え、指定管理者と協議し合意を得ております。そこで、指定管理期間が平成36年3月31日までとなっておりますが、これを今年度末であります平成28年3月31日までに変更するよう議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長(辰田直久) 以上で、議案第20号の提案理由の説明が終わりました。ここで、退場されております山中議員、三上議員の入場を求めます。

(除斥議員入場、着席)

- 議長(辰田直久) 続きまして、議案第21号、指定管理期間の変更については、地方自治法第117条の規定によりまして、宮田議員、日野原議員、そして私は除斥となります。宮田議員、日野原議員の退場を求めます。私も退場いたしますので、議事進行を副議長にお願いをいたします。

(除斥議員退場、副議長、議長席に着席)

- 副議長(亀山和巳) 議長除斥の間、替わって議事を進めます。それでは、議案第21号

について、提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●副議長(亀山和巳) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第21号の提案理由をご説明申し上げます。これも、くるみ学園の指定管理期間の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、福祉課長から説明させますので、よろしくお願いします。

●沖福祉課長(沖幹雄) 議長、番外。

●副議長(亀山和巳) 沖福祉課長。

●沖福祉課長(沖幹雄) 議案第21号、指定管理期間の変更についてご説明いたします。くるみ学園は定員30人の障がい児入所施設、児童の施設でございますが、現在、18歳を超えた利用者が16名おられます。しかし、平成24年度の児童福祉法の改正により、18歳を超過した方は、児童入所施設を退所し、生活基盤を地域、または障害者入所施設、大人の施設へ移行することとされました。現在経過措置期間中でございます。法改正後、どのように対応するか指定管理者と協議してまいりましたが、今年度末をもってくるみ学園を廃止し、くるみ邑美園を児者併設の施設として運営していくことになりました。そこで、現在くるみ学園の指定管理期間が平成36年3月31日までとなっておりますが、これを今年度末であります、平成28年3月31日までに変更するよう議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●副議長(亀山和巳) 以上で、議案第21号の提案理由の説明が終わりました。ここで、退場されております宮田議員、日野原議員、辰田議員の入場を求めます。私の議事進行はここで終えさせていただきます。

(除斥議員入場、着席。議長、議長席に着席)

●議長(辰田直久) それでは、議案第22号から第29号についての提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第22号から議案第29号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第22号、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、地方公務員法の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第23号、邑南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第24号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、人事院勧告などにより改正するものでございます。次に、議案第25号、邑南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、でございますが、これも、地方公務員法の一部改正に伴う改正で

ございます。次に、議案第26号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、でございますが、これも、地方公務員法の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第27号、邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、でございますが、これは、行政不服審査法の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第28号、邑南町税条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法施行規則等の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第29号、邑南町斎場条例の一部改正について、でございますが、これは、斎場の使用に関する規定を追加するための改正でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 議案第22号、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、地方公務員法の勤務条件の根本基準に関する条項中の第2項が削除されたことに伴い項番号がずれたことにより改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。第1条は、趣旨として地方公務員法第24条に規定する勤務条件の根本基準の内、勤務時間、休暇等に関する条項を引用しておりますが、該当となります第6項が第5項に改正されたことにより改正するものでございます。改正文に戻っていただき、附則でございます。施行日を平成28年4月1日としております。次に、議案第23号、邑南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正により改正するものでございます。内容といたしましては、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。改正いたします第5条は、他の法令による給付との調整を規定しておりますが、その内関係いたしますのは、次のページの障害厚生年金部分の下線、0.86を0.88に、2ページ先の下表の障害厚生年金部分についても同じく下線の、0.86を0.88に改正するものでございます。改正文に戻っていただき、附則でございます。施行日を平成28年4月1日に、また経過措置といたしましても、施行日以降の事由により支給されるものからとし、施行日前のものにつきましては従前の例としております。次に、議案第24号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、1点目に平成27年人事院勧告により一時金が加算されましたので、これを改正し、年度内支給とするものでございます。2点目に同じく平成27年度人事院勧告により医師に係る手当が見直されましたので、これを改正するものでございます。3点目に平成26年度人事院勧告で示されました総合的見直しによる新給料表への移行につきまして、平成27年度人事院勧告を踏まえ実施するよう給料表の改正を行ったものでございます。新旧対照表をご覧ください。

さい。第20条は、勤勉手当に関する規定でございますが、第1号は正規職員の部分でございまして人勧どおり0.1月分増やし、率を100分の75から100分の85としております。第2号は再任用職員の部分でございまして人勧を参考に0.05月分増やし、率を100分の37.5から100分の42.5としております。次に、第9条、第11条の2は、医師に係る手当が人勧により見直されておりますので、初任給調整手当と地域手当につきまして下線のとおり額と率を改正しております。次に、第20条は、勤勉手当につきまして、先ほど人勧により月数を増やしておりますが、これを6月支給と12月支給に振り分けるため、正規職員は100分の80に、再任用職員は100分の40に改正するものでございます。次に、別表1別表2は、総合的見直しによる新給料表への移行に関する改正でございます。別表1が新しい給料表、別表2が級別基準職務表にあたっております。まず、別表1の給料表ですが、今回の改正による影響は2級25号給からでありまして中堅以上の職員が対象となっております。また、4級以上では高い号給に職員が集中していることから、給料表の運用に支障をきたすことが考えられ、今回7級を加え改正を行っております。また、別表2の級別基準職務表につきましては、国等にあわせ職名から職務の内容に改正するとともに、7級には知識、経験が豊富で全体を統括できる課長を対象として考え設けております。改正文に戻っていただき、附則でございます。第1項で施行日は公布の日とし、最初の一時金の加算を除くものは平成28年4月1日としております。次の第2項で、最初の一時金の加算で適用を平成27年12月1日としております。第3項は、新給料表への移行により減額となる者については県と同様に5年間の現給保障を行うこととしております。第4項は、最初の一時金の加算について年度内に差額を支給するためのものでございます。次に議案第25号、邑南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、地方公務員法の改正により、人事評価制度と特定の退職者の働きかけの規制や再就職情報の届出を義務化する退職管理制度が開始になることより改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。第2条は、報告する項目について、第2号に職員の人事評価の状況を、第7号に職員の退職管理の状況を新たに加え、全体の号番号を改正しております。改正文に戻っていただき、附則でございます。施行日を平成28年4月1日としております。次に議案第26号、邑南町の一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

この度の改正は、議案第21号と同様、地方公務員法の勤務条件の根本基準に関する条項中の第2項が削除されたことに伴い項番号がずれたことにより改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。第1条は、趣旨として地方公務員法第24条に規定する勤務条件の根本基準の内、勤務時間、休暇等に関する条項を引用しておりますので、該当となります第6項が第5項に改正されたものでございます。改正文に戻っていただき、附則でございます。施行日を平成28年4月1日としております。以上の議案につ

きまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**上田税務課長(上田洋文)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 上田税務課長。

●**上田税務課長(上田洋文)** 議案第27号、邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正する条例についてご説明いたします。今回の条例改正は行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が改正され、いずれも平成28年4月1日から施行されることから、邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正をするものでございます。それでは新旧対照表に基づいてご説明いたします。今回の改正のなかで主要改正部分についてのみご説明いたします。手数料の額等、第10条、行政不服審査法第38条第4項の規定により、納付しなければならない手数料を現在のコピー使用料と同額の白黒コピー1枚15円、カラーコピー1枚75円として算定するように条例化したものでございます。第11条で手数料の減免等について規定しております。それぞれの理由により手数料を減額又は免除できることを規定したものでございます。主な改正点は以上でございます。それでは改正文をご覧ください。改正文の附則において、この条例は平成28年4月1日から施行する。としております。以上改正の内容をご説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第28号 邑南町税条例の一部改正する条例についてご説明いたします。今回の条例改正は、平成27年度税制改正の中で見直しが図られた、地方税の猶予制度について、条文を新設したものでございます。第8条から第12条につきまして地方税法の改正に伴い法律に条例委任事項が設けられたことに伴う改正でございます。それでは新旧対照表に基づいてご説明いたします。（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）を第8条として規定するものでございます。地方税において猶予する理由を、災害、納税義務者等の病氣負傷、事業廃止、事業に著しい損失を受けたとき、前号と同等の事由に類する事実がある場合と規定しております。地方税法で猶予期間は1年以内、猶予期間の延長をする場合は、猶予した期間と合わせて2年を超えることはできないと規定しております。第8条において徴収猶予に係る分割納付の方法を規定するもので、条例において定めるところにより、財産状況等により、猶予する期間内において分割して納付させるそれぞれの金額が合理的かつ妥当なものになるように分割納付させることができるとされるものです。これまでは地方税法によって一括納付とされていた納付の方法について分割納付が法的にできるようにする条例化でございます。以下第9条から、第12条まで、それぞれの手続きを定めるものでございます。それでは改正文をご覧ください。改正文の附則においてこの条例は平成28年4月1日から施行する。としております。以上改正の内容をご説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

●種町民課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種町民課長。

●種町民課長(種文昭) 議案第29号、邑南町斎場条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、平成28年度から邑南町の全ての斎場の火葬業務を業務委託とするにあたって、これまで慣例として行っていたことを明文化する改正でございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第3条は、斎場の使用の順序の規定でございます。現行は、ひつぎの到着順によると規定しておりますが、一日に複数の火葬がある場合、何らかの事情で最初の火葬の開始が遅れた場合、次の火葬の開始時刻に遅れが生じるため、それを調整することを明文化する改正でございます。第8条は、使用時間及び休場日を新たに規定しております。第9条は、規則への委任規定を追加しております。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日としております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●議長(辰田直久) 説明の途中ではありますが、ここで休憩に入らせて頂きます。再会は午後1時20分とさせていただきます。

—— 午前12時 7分 休憩 ——

—— 午前 1時20分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再会を致します。つぎに、議案第30号、邑南町立障害者支援施設条例の一部改正について、この議案につきましては、地方自治法第117条の規定によって、宮田議員、日野原議員、そして私は除斥となります。宮田議員、日野原議員の退場を求めます。私も退場いたしますので、議事進行を副議長にお願いをいたします。

(除斥議員退場、副議長、議長席に着席)

●副議長(亀山和巳) それでは議案第30号について、提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長番外。

●副議長(亀山和巳) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第30号、邑南町立障害者支援施設条例の一部改正について、でございますが、これは、くるみ学園をくるみ邑美園児童部へ移行するための改正でございます。詳細につきましては、福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

●沖福祉課長(沖幹雄) 議長、番外。

●副議長(亀山和巳) 沖福祉課長。

●沖福祉課長(沖幹雄) 議案第30号邑南町立障害者支援施設条例の一部改正についてご説明いたします。この件につきましては、議案第21号でご説明申し上げました、今年度末をもってくるみ学園を廃止し、くるみ邑美園を児者併設の施設として運営していくことに伴う条例改正でございます。新旧対照表をご覧ください。まず題名に、及び障

害児入所施設を加えようとするものでございます。以下は、くるみ邑美園に児童部を併設するために必要な、所要の改正をしようとするものでございます。本文の方に戻って頂きまして、附則として施行期日、この条例は平成28年4月1日から施行する。としております。第2号で邑南町立障害児入所施設条例、これはくるみ学園の関連の条例でございますが、これは廃止することとしております。以上でございます。

- 副議長(亀山和巳) 以上で、議案第30号の提案理由の説明が終わりました。ここで、退場されております宮田議員、日野原議員、辰田議員の入場を求めます。私の議事進行はここで終えさせていただきます。

(除斥議員入場、着席。議長、議長席に着席)

- 議長(辰田直久) つづきまして、議案第31号 邑南町地域支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。ここで山中議員、三上議員の除斥について採決いたします。お諮りをいたします。議案第31号につきましては、山中議員、三上議員に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。よって、山中議員、三上議員を除斥することに決定をいたしました。山中議員、三上議員の退場を求めます。

(除斥議員退場)

- 議長(辰田直久) それでは議案第31号についての、提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

- 議長(辰田直久) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第31号、邑南町地域支援センター条例の一部改正についてでございますが、これは、地域支援センターの使用目的変更に伴う改正でございます。詳細につきましては、福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

- 沖福祉課長(沖幹雄) 議長、番外。

- 議長(辰田直久) 沖福祉課長。

- 沖福祉課長(沖幹雄) 議案第31号邑南町地域支援センター条例の一部改正についてご説明いたします。この件につきましては、議案第20号でご説明申しあげましたが、「ぐるーぷリビング」を廃止することに伴う条例改正でございます。新旧対照表のほうをご覧ください。まず題名で、地域という言葉を地域生活というふうに改めようとするものでございます。以下は、ぐるーぷリビングの関連について削除しようとするものでございます。本文の方に帰って頂きまして、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行する。としております。よろしくお願いいたします。

- 議長(辰田直久) 以上で、議案第31号の提案理由の説明が終わりました。ここで、退場されております山中議員、三上議員の入場を求めます。

(除斥議員入場、着席)

●**議長(辰田直久)** それでは、ひきつづき、議案第32号から第36号についての提案理由の説明を求めます。

●**石橋町長(石橋良治)** はい、議長番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第32号から議案36号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第32号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは、基金の増額をするための改正でございます。次に、議案第33号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは、新たに町営住宅の新設に伴う改正でございます。次に、議案第34号、邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは、島根県地域優良賃貸住宅制度要綱の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第35号、邑南町水道給水条例の一部改正についてでございますが、これは、給水区域の変更に伴う改正でございます。次に、議案第36号、邑南町下水道条例の一部改正についてでございますが、これは、下水道法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う改正でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●**日高保健課長(日高誠)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 日高保健課長。

●**日高保健課長(日高誠)** 議案第32号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてご説明いたします。平成23年度から、邑南町の医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材を育成することを目的に、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金を、当初6千万円に、平成27年度に3千万円を増額し、基金額9千万円で奨学金の貸与を行っております。平成27年度末の基金保有額が5百88万円となり、平成28年度以降の奨学金貸与を実施するには、基金が不足するため、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正をし、基金を3千万円増額しようとするものでございます。新旧対照表をご覧ください。第2条第1項中の、基金9千万円を1億2千万円に改めるものでございます。なお、条例の施行日は、平成28年4月1日としており、附則に規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 土崎建設課長。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議案第33号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。このたびの改正は、森実団地に新たに1棟2戸の住宅を建設致しますので、住宅管理条例の別表を改めるものでございます。新旧対照表の改正後の欄をご覧ください。現行の別表の下欄に次の1行を追加致します。団地名、森実、所在地、邑

南町中野 3 8 6 1 番地 1、建設年度、平成 2 7 年度、戸数、2、構造・階数、木造平屋、規模、2DK、改正文にお戻りください。改正後の条例は、公布の日から施行するとしております。続きまして議案第 3 4 号、邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。特定公共賃貸住宅の入居資格のうち、所得要件につきましては地域優良賃貸住宅の供給促進に関する法律第 3 条 4 号イに規定される、国土交通省令で定められる原則階層と同号ロに規定される裁量階層がございます。裁量階層は都道府県知事等が地域の社会経済状況、住民所得の状況、住宅事情等を勘案して定めることが出来ることとなっており、今回の改正は県の通知に基づき、裁量階層の上限額の引き下げをおこなうものでございます。新旧対照表をご覧ください。第 6 条中下線の部分、2 5 万 9 千円を超え県知事が定める額、が 4 8 万 7 千円から 3 8 万 7 千へと減額しております。改正文にお戻りください。附則の 1 で施行期日を規定し、また附則の 2 で、この改正は平成 2 7 年度までに建設された特定公共賃貸住宅には適用しない旨を規定しております。邑南町の特定公共賃貸住宅の入居率は高く常に満室となっております。今後、特定公共賃貸住宅を増設する計画もあり、国庫補助事業として建設するために必要となるため、今回改正をお願いするものでございます。地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第 3 5 号、邑南町水道給水条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。本改正は日貫簡易水道に、新たに水源地及び配水池を青笹集落に設置したことで、青笹集落の一部に給水することができるようになったための給水区域の改正でございます。改正点につきましては新旧対照表でご説明いたします。第 2 条第 3 号中、鳴滝、金比羅、町中央、町第三、桜井を鳴滝、金比羅、町中央、町第三、桜井、青笹の一部に改めるものでございます。改正文をご覧ください。附則でございますが、条例の施行日は平成 2 8 年 4 月 1 日としております。続きまして、議案第 3 6 号、邑南町下水道条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。本改正は、下水道法施行令の一部を改正する政令により、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する、下水道を使用する特定事業場に対する排水基準のうち、トリクロロエチレンに係る排水基準が 1 リットルにつき 0. 3 ミリグラム以下から 1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム以下に改正され、平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日より施行されたため、邑南町下水道条例第 1 0 条第 1 9 号に規定するトリクロロエチレンの排水基準について改正するものでございます。また、同条第 3 9 号に規定する亜鉛及びその化合物につきましても、平成 1 8 年 1 2 月に排水基準を改正する政令が施行されておりますため、亜鉛及びその化合物の排水基準を 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下から 1 リットルにつき 2 ミリグラム以下に改正するものでございます。改正点につきましては新旧対照表で、ご説明いたします。第 1 0 条第 1 9 号

中 0.3 ミリグラム以下を 0.1 ミリグラム以下に、同条第 39 号中 5 ミリグラム以下を 2 ミリグラム以下に改めるものでございます。改正文をご覧ください。附則でございますが、条例の施行日は、公布の日からとしております。以上、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**議長(辰田直久)** つぎに、議案第 37 号から第 39 号について提案理由の説明を求めます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第 37 号から議案第 39 号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第 37 号、邑南町土地開発基金条例を廃止する条例について、でございますが、これは、基金を廃止し新たな基金への積み立てを行うために条例を廃止するものでございます。次に、議案第 38 号、邑南町農地有効利用支援整備事業分担金徴収条例の廃止について、でございますが、これは、新たな分担金徴収条例の制定に伴い条例を廃止するものでございます。次に、議案第 39 号、邑南町団体営農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の廃止について、でございますが、これも、新たな分担金徴収条例の制定に伴い条例を廃止するものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

●**服部総務課長(服部導士)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** 議案第 37 号、邑南町土地開発基金条例の廃止についてご説明いたします。邑南町土地開発基金につきましては、旧町村において保有していたものを合併後も引き続き本条例により保有してまいりましたが、今日まで使用した実績もございませんし、目的となります事業の円滑な執行のための土地の先行取得も現状では、その必要性もない状況にあり、本条例を廃止するものでございます。なお、条例廃止後の処分につきましては、土地はそのまま普通財産として管理し、現金は本定例会に後程提案いたします議案第 44 号と議案第 45 号で条例の制定の目的となります「邑南町まち・ひと・しごと創生基金」と「邑南町地区別戦略資金貸付基金」に振り分け積立てをしたいと考えております。条例案の附則にありますように、廃止は公布の日としております。以上、邑南町土地開発基金条例の廃止につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 土崎建設課長。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議案第 38 号、邑南町農地有効利用支援整備事業分担金徴収条例の廃止及び議案第 39 号、邑南町団体営農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の廃止につきましてご説明申し上げます。これら農地有効利用支援整備事業や団体営基盤整

備促進事業などの県単事業等につきましては、事業ごとに分担金徴収条例を設けておりましたが、新たな県単独事業等も創設されていることから、後ほど議案第４７号で上程いたします。邑南町土地基盤整備事業分担金徴収条例に取り纏め一元化しようとするものでございます。詳細につきましては議案４７号でご説明申し上げます。

●**議長(辰田直久)** つぎに、議案第４０号から第４７号についての提案理由の説明を求めます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第４０号から議案第４７号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第４０号、邑南町行政不服審査会条例の制定について、でございますが、これは行政不服審査法の一部改正に伴い新たに行政不服審査会を設置するにあたり必要な事項を定めるための条例制定でございます。次に、議案第４１号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、でございますが、これは行政不服審査法の一部改正に伴う関係条例を整備するための条例制定でございます。次に、議案第４２号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、でございますが、これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴い関連する条例の整備をするための条例制定でございます。次に、議案第４３号、邑南町職員の退職管理に関する条例の制定について、でございますが、これは、地方公務員法の一部改正に伴い新たに職員の退職管理に関する条例を制定するものでございます。次に、議案第４４号、一般財団法人地域活性化センターへの研修派遣に係る職員に支給する手当に関する条例の制定について、でございますが、これは、職員を一般財団法人地域活性化センターへ研修派遣させるため、その職員に対する手当に関する条例を制定するものでございます。次に、議案第４５号、邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、でございますが、これは、邑南町版まち・ひと・しごと創生戦略推進のため新たに基金を創設するための条例制定でございます。次に、議案第４６号、邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の制定について、でございますが、これは、地域住民組織などが主体となって取り組む活動を支援するため新たに基金を創設するための条例制定でございます。次に、議案第４７号、邑南町土地基盤整備事業分担金徴収条例の制定について、でございますが、これは、新たな土地基盤整備事業の費用の一部を分担金として徴収するための条例制定でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

●**服部総務課長(服部導士)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** 議案第４０号、邑南町行政不服審査会条例の制定について、

ご説明いたします。この条例は、行政不服審査法の改正に伴い、地方公共団体に執行機関の付属機関として、第三者機関を置くことが必要となり、その第三者機関として邑南町行政不服審査会を設置するため制定するものでございます。第1条は、法に基づく設置について、第2条は、所掌事務について、第3条は、委員5人以内での組織について、第4条は、委員の任命、任期、解任について、第5条は、委員の守秘義務について、第6条は、会長について、第7条は、専門委員について、第8条は、庶務を総務課に置くことについて、第9条は、規則委任について、第10条は、罰則について、それぞれ規定しています。附則で、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。次に議案第41号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。この条例は、行政不服審査法において不服申立てが廃止され審査請求に一本化されたことなど行政不服審査法関連3法の改正を受け行うものでありまして、邑南町情報公開条例、邑南町個人情報保護条例、邑南町行政手続条例、邑南町職員の給与に関する条例、邑南町消防団員等公務災害補償条例、以上の5条例にわたり一部改正を行うものでございます。詳細につきまして、ご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。まず、邑南町情報公開条例の一部改正でございますが、第3章におきまして、不服申立て等から審査請求等に改正しております。従いまして、手続きが審査請求にすべて移行いたします。手続きの内容ですが、審査請求は、町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び議会のうち関係する実施機関に対して行います。実施機関はこの審査請求について審査会となる邑南町情報公開審査会に諮問するとともに、審査請求人等に諮問した旨を通知します。その後、実施機関は審査会からの答申を受け取り、その結果に基づき裁決を行います。これらの内容を条例化したものでございます。なお、第28条につきましては、審査会の審査に際し提出された意見書や資料の取扱いについて規定しています。次の邑南町個人情報保護条例の一部改正につきましても同様の改正となっておりますが、審査会が邑南町個人情報保護審査会となっております。次の邑南町行政手続条例の一部改正につきましても、行政不服審査法関連3法の改正のうちの行政手続法の改正を受け、同様に改正するものでございます。次に邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましても、審査請求期間に係る部分ですが、行政不服審査法の改正で14条の審査請求期間は、期間を1月伸ばし18条の審査請求期間とし、45条の意義申立期間はなくなったことによる改正でございます。次の邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましても、意義申立てを審査請求にするものでございます。最初の改正文に戻っていただき、附則でございます。この条例の施行日を法の施行日の平成28年4月1日とし、経過措置を設けております。次に議案第42号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。この条例は、新教育長制度へ移行するため、邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部改正と邑南町教育長の給与、勤務条件に関する条例の廃止を行うものでございます。詳細につきまして、ご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。まず、第1条の邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますが、第1条趣旨で教育長を加えております。また、この度の改正にあわせ給料の支給基準の明確化を行っております。内容といたしましては、第4条で特別職になり給料が支給開始される際の基準を、第5条で特別職でなくなった際の給料の支給の基準を、第6条でこれらを適用する際の給料の日割りの基準を、以上の規定を追加しております。この追加改正により第4条から第6条の条番号を修正しております。次に、別表におきまして教育長を加え給料月額を57万3千円としております。改正文に戻っていただき、第2条でございます。第1条の改正により教育長は常勤の特別職になりますので、邑南町教育長の給与、勤務条件に関する条例を廃止するものでございます。次に、附則でございます。当初の改正文に戻っていただき、この附則ですけれども、施行日を平成28年4月1日とし、経過措置を設け、教育長の現在の任期中は従前のおりとしております。議案第43号、邑南町職員の退職管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正が平成26年5月に公布され平成28年4月1日に施行されることに伴い改正するものでございます。この改正では在職中、管理、監督の地位にあった職員に、その時の職務に関連した業務に関し、離職後2年間、現役職員への働きかけを禁止するとともに、再就職の就職情報の届出を義務付け、規制を行うこととしておりますが、法律の規定の中に地方自治体の条例に委ねる部分があり、この度制定するものでございます。なお、邑南町におきまして対象とする職員は管理職手当の支給対象となる職員としております。条例の内容でございますが、まず、第1条で趣旨を、第2条で再就職者による依頼等の規制として、基本的には地方公務員法により対象となる退職者について、離職前5年間の業務に関することに関し、離職後2年間この規制を受けることとなりますが、再就職先において管理・監督の職に就いている場合は、離職前の期間をなくし、管理職手当の支給対象となっていた期間の業務すべてについて規制の対象にしています。次に、第3条の任命権者への届出でございますが、対象となる退職者が、報酬を受ける地位で営利企業以外の法人や団体に就いた場合あるいは営利企業に就いた場合は、離職後2年間、再就職の就職情報の届出について義務付けています。次に、第4条の任命権者による報告および公表でございますが、第3条により届け出られた就職情報は町長に報告し、公表することを規定しております。次に、附則でございますが、施行日を平成28年4月1日としております。次に議案第44号、一般財団法人地域活性化センターへの研修派遣に係る職員に支給する手当に関する条例の制定について、ご説明いたします。この条例は、4月1日から2年間、東京の一般財団法人地域活性化センターへ職員を1名研修派遣することが決定されておきまして、この職員に対し、邑南町職員の給与に関する条

例に規定している手当以外の手当を支給する必要があり制定するものでございます。条例の内容でございますが、第1条で趣旨を、第2条で支給する手当について、第3条で別の定めへの委任を規定しています。次に、附則でございますが、施行日を平成28年4月1日としております。以上、5議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議案第45号、邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてご説明申しあげます。1ページめくっていただきまして、この基金の設置目的でございますが、第1条に規定しております。まち・ひと・しごと創生法に基づく邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進のために行う事業の財源に充てるために設置するものでございます。第2条は、積立てに関する規定でございます。基金として積み立てる額は、当年度予算に定めた額としております。以下、第3条では基金の管理について、第4条では運用益金の処理について、第5条では基金の処分について、第6条では委任について規定しております。附則でございますが、施行期日は公布の日からとしております。また、この条例の失効についてでございますが、邑南町版総合戦略の期間を平成31年度までとしておりますので、これに合わせて平成32年3月31日限りで失効する規定としております。また、失効した際の基金に属する現金は、一般会計に繰り入れるものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。続きまして議案第46号、邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の制定についてご説明申し上げます。1ページめくっていただきまして、この基金の目的でございますが、第1条に規定しております。まち・ひと・しごと創生法に基づく、邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる12公民館単位の各地区別戦略の実現に向けて、地域住民組織等が主体となって取り組む活動を支援するため、この基金を設置し、資金の貸付を行うことで、地域の人口減少に歯止めをかけるとともに、交流人口の増加を促進し、地域の活性化を図ることを目的とするもので、定額運用基金に属するものでございます。基金の額につきましては、第2条で5千万円と規定しております。以下、第3条では基金の管理について、第4条では、運用益金の処理について、第5条では基金の繰替運用について規定しております。第6条では、基金の貸付対象等について規定しております。この資金は、地区別戦略の実施主体となる自治会及び自治会の連合体、並びに自治会及び自治会の連合体から地区別戦略に掲げる事業の実施について委任を受けた団体であって、原則として邑南町内に住所を有する者を主たる構成員として組織する法人格を有する団体に対して貸付けるものとし、貸付対象事業費は別に定めるものでございます。第7条では、貸付限度額を1団体500万円以内と定めております。以下、第8条では貸付条件について、第

9条では繰上償還について、第10条では貸付け方法等に関する委任について規定しております。附則でございますが、施行期日は、公布の日からとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) 議案第47号、邑南町土地基盤整備事業分担金徴収条例の制定、関連いたします議案第38号、邑南町農地有効利用支援整備事業分担金徴収条例の廃止及び議案第39号、邑南町団体営農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の廃止につきましてご説明申し上げます。農業農村整備事業のうち土地改良法第2条第2項に定める土地改良事業、これ以外の事業、県の補助金を受けて行う農地有効利用支援整備事業や団体営基盤整備促進事業などの事業にかかる受益者への分担金の徴収につきまして、事業ごと個別に分担金徴収条例を設けておりました。このたび、県単ため池安全確保事業が創設されたこと、又今後の新規事業に備えるため、土地改良法によらない県単独事業等にかかる分担金の徴収に関する条例を邑南町土地基盤整備事業分担金徴収条例に一元化しようとするものであります。このため邑南町農地有効利用支援整備事業分担金徴収条例及び邑南町団体営農業基盤整備促進事業分担金徴収条例を廃止し、本条例案を上程するものでございます。条例の廃止は何れも平成28年4月1日から施行することとしております。条例案をご覧ください。第1条ではこの条例の趣旨、第2条では土地基盤整備事業の定義を規定しております。第3条から5条で、分担金の徴収先及び額、徴収方法を規定しております。第6条ではその過料について規定し、第7条では委任事項を規定しております。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。附則2項で、廃止する徴収条例にかかる過料について規定しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●議長(辰田直久) つぎに、議案第48号から第50号についての提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第48号から議案第50号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第48号、邑南町第2次総合振興計画の制定について、でございますが、これは、新たな10年間の邑南町のまちづくりのための基本構想、基本計画を定めた第2次総合振興計画案について、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第49号、邑南町過疎地域自立促進計画の制定について、でございますが、これは、新たな総合振興計画案について、5年間の新たな事業計画を定めた過疎地域自立促進計画案について、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第50号、邑南町地

域保健福祉計画の一部変更について、でございますが、これは、地域福祉計画、高齢者福祉計画及び障がい者計画を改めるための計画の一部変更について議会の議決を求めるものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長 議案第48号、邑南町第2次総合振興計画の制定についてご説明申し上げます。はじめに、策定経過でございます。本町では、合併の際に定められた新町まちづくり計画を元に、平成18年から平成27年までの10年間を期間とする邑南町第1次総合振興計画を制定し各種施策・事業を推進してきました。本年度この計画期間が満了することから、町の将来を展望し、今後も総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として邑南町第2次総合振興計画を策定することとしました。時を同じくして、国からはまち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定が求められ、また、合わせて町の総合振興計画の実施計画に位置付けております過疎地域自立促進計画につきましても改定の年となっていることから、これらの計画を並行して策定することとしました。本計画の策定に当りましては、庁舎内でプロジェクトチームを立ち上げるとともに、広く住民の皆さまから意見を伺うため、昨年5月から7月にかけて、アンケート調査を実施するとともに、町政座談会の形式をグループでの意見交換方式に変え、町内12公民館単位に開催しました。また、各種団体の皆さまとの意見交換の場や地方創生に関する講演会など、積極的に開催してまいりました。8月には、町長から邑南町振興計画審議会に対しまして、基本構想及び基本計画について諮問をさせていただきました。審議会では、5回の審議をかさねていただき、先般2月25日に、審議会の田中正規会長から町長に対して答申をいただいたところでございます。内容について説明させていただきます。本計画の構成は、序論、基本構想、基本計画で構成しております。計画書2ページをお開きください。序論の第1章でございますが、計画策定の趣旨、計画の基本的性格と役割、計画の構成と期間を記載しております。計画の期間は、基本構想、基本計画ともに平成28年度から平成37年度までの10年間としております。計画書21ページからが基本構想となっております。ページの方22ページをお開きください。まちづくりの基本理念でございますが、第1次総合振興計画では、合併後のまちづくりの基本理念として、旧三町村が展開してきた特色あるまちづくりの成果を最大限に尊重し、それぞれの個性を生かしながら、さらなる発展と自立したまちづくりをめざすため、和することを町是とし、和のまちづくりを進めることを掲げました。平成19年3月に制定した邑南町まちづくり基本条例においても、邑南町民憲章にのっとり和のまちづくりを実現するため、町民と町の相互の協働による自立した地域社会の実現をめざす、としており、本計画においても、和のまちづくりを基本理念に掲げ、町民主体のまちづく

り・町民と町の協働のまちづくりを進めていくこととしております。26ページをお開きください。まちの将来像とまちづくりのテーマでございます。本町の、豊かな自然環境、個性のある伝統文化、地域に根ざした教育環境や暮らしぶりなど、邑南町らしさを高め、次の世代に伝えることで暮らしてみたい、帰ってきたい、暮らしてよかった、暮らし続けたいと誰もが思える笑顔あふれる元気で活力のあるまちづくりを進めるため、まちづくりのテーマを心かよわせともに創る邑南の郷としました。27ページからまちづくりの基本目標を掲げております。29ページの施策体系をご覧ください。まちづくりの基本目標を6項目掲げております。基本目標1として、地域が自立し、未来へ共に歩む協働のまち、基本目標2として 豊かな自然と共生し、安心して住み続けられるまち、基本目標3として ふるさとを学び、人と文化を育む心豊かなまち、基本目標4として 地域資源を生かした活力あふれるまち、基本目標5として 交流と暮らしを支える利便性の高いまち、基本目標6として 地域で支え合い誰もが健康で生涯元気なまち、でございます。基本目標ごとに施策を掲げております。それぞれの施策が31ページ以降の基本計画のタイトルとなっております。30ページをお開きください。将来人口の目標値として、本計画の最終年平成37年の人口を1万500人としております。31ページからが、基本計画でございます。理念やまちづくりのテーマを図案化して示させて頂いております。基本計画は、基本目標の6項目を基本として章立てを行い、各施策に対して現状と課題及び今後の方向性を記載しております。また、第7章としまして、財政計画を記載しております。なお、本計画は、邑南町議会基本条例第8条に規定されております、基本構想の制定及び基本計画の制定に該当するものでございます。以上、地方自治法第96条第2項及び邑南町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。続きまして、議案第49号邑南町過疎地域自立促進計画の制定についてご説明申し上げます。はじめに、策定の経過でございます。国の過疎対策としましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、過疎地域に対する特別措置が講じられてきました。平成22年4月には執行期限を平成27年度までの6年間延長する、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたところでございます。さらに、平成24年には、東日本大震災の影響を考慮して、執行期限を平成32年度まで延長する法改正が行われたところでございます。本計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条に基づく市町村計画として制定するもので、この計画に基づいて実施される事業に対しては国の財政支援が講じられるものでございます。本町では、過疎地域自立促進計画を総合振興計画の実施計画として位置付けており、本計画は、邑南町第2次総合振興計画との整合性を考慮するとともに、まち・ひと・しごと創生法に基づく、邑南町版の総合戦略に掲げる定住支援、地域づくり、結婚・子育て支援、しごとづくり、広域連携などの事業推進も視野に入れて策定しております。計画案につきましては、1月7日から2月7日までの間、パブリックコメ

ントによる意見募集を行い、1名の方からご意見をいただきました。また、過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項の規定に基づき、島根県と事前協議を行っており、2月25日付で協議の完了通知をいただいたところでございます。計画の構成でございますが、国から示された作成例に基づいております。計画書の1ページからでございますが、1基本的な事項として、邑南町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況などを記載しております。15ページでございますが、地域の自立促進の基本方針でございます、第2次総合振興計画の基本構想との整合性を考慮し、6項目の基本目標を掲げております。19ページでございますが、計画の期間でございますが、これは法律の期間に合わせて平成33年3月31日までの5年間としております。20ページからが具体的な計画となっております。産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備について、ハード、ソフト両面からきめ細かな対策を講じることとしております。以上、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 沖福祉課長。

●**沖福祉課長** 議案第50号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてご説明いたします。邑南町地域保健福祉計画は、邑南町の保健福祉分野の6つの計画を盛り込んだ総合的な計画でございます。このうち、今年度末で5年間の計画期間の終わるものが3計画でございます。この改定について、今年度、邑南町地域保健福祉計画推進協議会を5回開催していただき、改定案の作成に取り組んでまいりました。具体的に今回改定する部分は、総論と、各論の地域福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者計画でございます。計画案につきまして、本年1月26日から2月24日までパブリックコメントを実施し、2月25日の邑南町地域保健福祉計画推進協議会で最終的な計画案がまとまりました。本計画の改廃につきましては、邑南町議会基本条例第8条におきまして、地方自治法第96条第2項の議会の議決事件とされておりますので、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**議長(辰田直久)** つぎに、議案第51号についての提案理由の説明を求めます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第51号、工事請負契約の変更契約の締結について、でございますが、これは、平成26年度公共土木施設災害復旧事業、明泉谷川3号箇所河川災害復旧工事にかかる工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。すでに、相手方と仮変更契約を結んでおりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。詳細につきましては、建設課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

たします。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) 議案第51号、工事請負契約の変更契約の締結についてご説明申し上げます。これは、邑南町日和地内で施工中の、平成26年度公共土木施設災害復旧事業、明泉谷川3号箇所河川災害復旧工事(25災1137号)の工事につきまして、出来高精算により変更が生じたため工事請負契約額の減額変更をお願いするものでございます。主な変更内容は、河床の岩盤が想定より浅い位置で発現したため、ブロック積の面積が減少したことによるものでございます。このため、工事請負契約額を、108万円減額し、変更後の工事請負契約額を8千208万円で邑南町矢上5824番地4、株式会社溝辺組、代表取締役、溝辺達仁氏と、2月22日に仮契約をしております。以上、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項及び邑南町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

●議長(辰田直久) 説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせて頂きます。再会は午後2時30分とさせていただきます。

—— 午後2時18分 休憩 ——

—— 午後2時30分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再会をいたします。つぎに、議案第52号から第58号についての提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第52号から議案第58号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第52号、平成27年度邑南町一般会計補正予算第7号は、歳入歳出それぞれ7千743万6千円を追加するものでございます。議案第53号、平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ2千234万1千円を追加するものでございます。議案第54号、平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ7万6千円を追加するものでございます。議案第55号、平成27年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ210万7千円を追加するものでございます。議案第56号、平成27年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ1千13万1千円を減額するものでございます。議案第57号、平成27年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ284万1千円を減額するものでございます。議案第58号、平成27年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ83万円を追加するものでございます。以上、詳細につきまして

は、それぞれ、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議案第52号、平成27年度邑南町一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7千743万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億5千641万円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申し上げます。以下、第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正がございます。ページ6ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。国の補正予算で計上されている交付金などを受けて実施する事業や、災害復旧事業等で当初予定しておりました期間での事業実施が困難となった事業につきまして、翌年度への繰り越しを行うものでございます。金額はそれぞれ限度額でございます。2款総務費1項総務管理費でございますが、平成27年度第6号補正予算に計上しております庁舎内情報システム強靱化事業で、1千190万1千円を設定しております。次に、6款農林水産業費1項農業費でございます。大雪による農業災害復旧特別対策事業費、農地有効利用支援整備事業及び団体営農業基盤整備促進事業費合わせて7千520万7千円を設定しております。8款土木費でございます。1項の土木管理費につきましては、雪害対策費で1千790万円を設定しております。2項の道路橋りょう費でございますが、伏谷線災害防除事業及び石見中央線災害防除事業は、国の補正予算に計上された社会資本整備総合交付金を活用して行うものでございます。災害関連の田代有安線を合わせて3千58万8千円でございます。次に、3項河川費の中山川護岸改修費で430万円を設定しております。また、4項住宅費は、公営住宅建設費の布施住宅で4千412万1千円を設定しております。10款教育費でございますが、石見東小学校の改修工事で、488万2千円を設定しております。11款災害復旧費では、現年補助災の公共土木災害復旧事業費で834万3千円を設定しております。繰越明許費は合計で、1億9千724万2千円でございます。7ページをお開きください。第3表債務負担行為でございます。追加分としまして、平成27年度雪害対策資金に係る島根県農業信用基金協会に対する損失補償金で、期間は平成29年度から平成46年度、限度額は代位弁済額の6分相当額でございます。これは、島根県農業信用基金協会債務保証強化事業の対象となるもので、代位弁済額の6%について、万一返済が不可能となった場合に邑南町が負担する限度額として債務負担行為を設定させていただくものでございます。8ページをお開きください。第4表地方債補正でございます。変更分として、観光施設整備事業債がいこいの村耐震補強等事業の完了に伴い70万円減額

の2億6千万円でございます。基盤整備促進事業債でございますが、県営中山間地域総合整備事業費外4事業の県営事業負担金の決定に伴い2千940万円減額の4千220万円でございます。次に、石見ライスセンター改修事業債につきましては、事業費の確定に伴い、350万円減額の2千180万円でございます。道路改良舗装事業債でございますが、伏谷線災害防除事業及び石見中央線災害防除事業分としまして、900万円増額で1億1千410万円でございます。消防施設整備事業債は、増額分としまして、耐震性貯水槽整備事業が290万円、一方、減額分としまして、県の総合防災システム負担金が740万円で、合わせまして450万円減額の2千690万円でございます。これによりまして地方債の限度額の合計は、補正前の限度額14億2千730万円から2千910万円を減額して、13億9千820万円とするものでございます。次のページの右側からが予算に関する説明書でございます。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。説明の方は5ページからさせていただきます。はじめに歳入でございます。主なものを説明させていただきます。1款町税でございますが、滞納繰越分の増額補正を行っております。2款地方譲与税から7款ゴルフ場利用税交付金でございますが、交付決定見込額による補正でございます。7ページをお開きください。地方交付税でございます。追加交付決定分として794万5千円を増額計上しております。12款分担金及び負担金でございますが、1項分担金の農林水産業費分担金につきましては、835万円の減額補正でございます。この内875万円は、対象となる農地有効利用支援整備事業などの県事業の進捗が遅れていることに伴い、分担金の徴収を延期するものでございます。2項負担金は、決算見込み額に基づいて補正を行っております。また、13款使用料及び手数料につきましても決算見込みに基づくものでございます。9ページをお開きください。14款国庫支出金の1項国庫負担金は、いずれも交付見込額により補正を行っております。3民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の増額補正でございます。また、災害復旧費国庫負担金は施越分の負担金の決定によるものでございます。国庫負担金は、合計で2千507万1千円の減額でございます。2項国庫補助金でございますが、それぞれ交付見込額により補正を行っております。8土木費国庫補助金でございますが、国の補正予算に基づき社会資本整備総合交付金を1千190万7千円増額しております。国庫補助金は合計で1千534万4千円の増額でございます。15款県支出金、1項県負担金でございます。こちら、交付見込額により補正を行っております。3民生費県負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の増額補正でございます。11ページをお開きください。6農林水産業費負担金は、地籍調査事業費負担金の減額でございます。県負担金は、合計で428万4千円の減額でございます。続きまして、2項県補助金でございますが、それぞれ交付決定見込額に基づき補正を行っております。6農林水産業費県補助金につきましては、1千820万1千円の減額でございます。主な内訳としましては、農業復旧対策事業費が1千75万1千円、農地有

効利用支援整備事業費補助金が315万円の減額などがございます。13ページをお開きください。11災害復旧費県補助金は、過年度精算分の増額でございます。県補助金は、合計で123万6千円の減額補正でございます。16款財産収入につきましては、基金利子及び財産売払い収入の決算見込みによる補正でございます。15ページをお開きください。18款繰入金、2項基金繰入金でございますが、1財政調整基金繰入金を1千652万9千円減額しております。一般財源の増額分などにより調整するものでございます。次に、23土地開発基金繰入金でございます。基金の廃止に伴いまして、現金部分の2億404万5千円を繰り入れるものでございます。20款諸収入につきましても、決算見込額に基づいて補正を行っております。4項の受託事業収入でございますが、公社造林及び森林総合研究所造林受託事業費が合わせて4千416万5千円の減額でございます。17ページをお開きください。5項雑入は、合計で793万1千円の減額でございます。21款町債でございますが、先ほど地方債補正でご説明いたしましたので省略させていただきます。続きまして19ページをお開きください。歳出でございます。1款議会費につきましては8万6千円の増額補正でございます。職員給与費の補正でございますが、人事院勧告に基づく職員手当等の補正でございます。以下職員給与費につきましては、それぞれの費目で必要額を計上しております。2款総務費1項総務管理費でございます。1一般管理費でございますが、新たに、基金積立金としまして、まち・ひと・しごと創生基金を1億5千404万5千円、地区別戦略資金貸付基金を5千万円計上しております。いずれも、まち・ひと・しごと創生法に基づく邑南町版の総合戦略の推進を図るため積み立てるものでございます。以下、決算見込みに基づく補正でございます。1項総務管理費は、合計で2億152万2千円の増額補正となっております。21ページをお開きください。2項徴税費、3項戸籍住民基本台帳費、4項選挙費につきましても、人件費及び事業の決算見込みに基づく補正でございます。23ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費でございます。社会福祉総務費では、2千722万6千円の増額補正でございます。主な要因は、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額でございますが、国及び県の基盤安定負担金を財源として、財政安定化支援などに繰出しをするものでございます。以下、人件費及び決算見込み額に基づく補正でございます。25ページをお開きください。2項児童福祉費でございます。2児童福祉措置費でございますが、保育単価の改定に伴い保育所措置費の増額分を計上しております。27ページをお開きください。4款衛生費、1項保険衛生費でございます。人件費及び事業の決算見込みに基づく補正でございます。29ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費でございます。3農業振興費につきましては、それぞれの事業の決算見込みに基づく補正でございます。補正額は、3千63万9千円の減額でございます。主なものでございますが30ページの説明欄をご覧ください。増額分としまして、001農林総合事業費が県事業の上乗せ助成などで178万5千円の増額、005多面的機

能支払事業での交付金の返還金が116万8千円などでございます。減額分としましては、024農業復旧対策事業費の確定に伴い、2千149万7千円の減額、022石見ライスセンター改修事業補助金の確定に伴い、357万7千円の減額、020経営体育成事業につきましては事業対象が無かったため300万円の減額などとなっております。5農地費につきましては、下水道事業特別会計繰出金の補正に加え、農業基盤整備等の県事業負担金の交付決定に伴い、2千492万6千円の減額でございます。また、6農業基盤整備費につきましても、県営事業負担金の決定に伴う減額でございます。31ページをお開きください。8地籍調査費につきましても、人件費及び決算見込みに基づく補正でございます。2項林業費でございますが、1林業総務費では、邑智郡森林組合の出資配当金を出資金に振り替えるなどで12万5千円の増額でございます。2林業振興費では、森林総合研究所造林受託事業費及び公社造林受託事業費などの決算見込みに伴い、4千792万1千円の減額補正でございます。33ページをお開きください。7款商工費1項商工費でございます。事業の決算見込みに基づく補正でございます。8款土木費1項土木管理費でございますが、人件費及び決算見込みに基づく補正でございます。2項道路橋りょう費で2千568万1千円の増額補正でございます。36ページの説明欄でございますが、018伏谷線災害防除事業が777万9千円、019石見中央線災害防除事業が1千776万1千円の増額でございます。国の補正予算を受けて実施する町道改良事業でございます。35ページでございますが、3項河川費では、砂防費で県単急傾斜地崩壊防止対策事業費負担金の増額でございます。4項住宅費でございます。人件費及び決算見込みに基づく補正でございます。37ページをお開きください。3住宅政策費につきましては、集落振興対策助成事業の件数の減などにより、871万6千円の減額補正でございます。9款消防費でございます。4防災費では、県の総合防災システム負担金の減額補正でございます。10款教育費でございますが、人件費の補正でございます。39ページをお開きください。3項中学校費でございますが、就学援助費について、決算見込みに基づき51万2千円の増額補正でございます。41ページをお開きください。11款災害復旧事業費につきましては、人件費の補正でございます。42ページでございます。12款公債費の利子でございますが、利子を1千673万4千円減額しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種町民課長。

●種町民課長(種文昭) 議案第53号、平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2千234万1千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ16億6千49万6千円とするものでございます。詳細につきまし

ては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。まず、歳入でございます。4款の国庫支出金につきましては、国庫負担金の療養給付費負担金を、一般被保険者の医療費の増額分の財源として、151万6千円増額しております。国庫補助金の財政調整交付金も、同じく33万1千円増額しております。5款の県支出金でございますが、県補助金の財政調整交付金も、同じく28万4千円増額しております。9款の繰入金でございますが、国民健康保険事業基金繰入金につきましては、一般会計からの繰入金の増額に伴い、585万円減額しております。6ページをお開きください。一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金が、国の財政支援の拡充により増額となりましたので、合わせて2千580万3千円増額しております。11款諸収入の雑入でございますが、所得の修正申告による一部負担割合の変更に伴う保険給付の返還金で、25万7千円の増額でございます。次に、8ページをお開きください。歳出でございます。1款の総務費でございますが、人事院勧告により職員手当等を17万8千円増額しております。2款の保険給付費でございますが、一般被保険者療養給付費は、年間の医療費推計で予算不足が見込まれますので362万円増額しております。一般被保険者高額療養費でございますが、これも同じく111万4千円増額しております。一般被保険者高額介護合算療養費も同じく、6千円増額しております。6款の共同事業拠出金でございますが、共同事業医療費拠出金は、拠出金の確定に伴い、36万3千円増額しております。10ページをお開きください。9款、諸支出金の償還金は、平成26年度の療養給付費等国庫負担金の確定に伴う返還金等で、1千706万円の増額でございます。続きまして、議案第54号、平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ7万6千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6千427万5千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書、4ページをお開きください。歳入の3款繰入金でございますが、一般会計繰入金につきましては、阿須那診療所運営費補てん分を7万6千円増額しております。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。1款の総務費でございますが、人事院勧告により職員手当等、共済費、合わせて7万6千円増額しております。続きまして、議案第55号、平成27年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ210万7千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ3億5千414万1千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。まず、歳入でございます。4款、繰入金の一般会計繰入金、療養給付費負担金繰入金を210万7千円増額しております。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金の療養給付費負担金でございますが、負担金の確定により、

210万7千円増額しております。以上、3議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 朝田水道課長。

●朝田水道課長 議案第56号、平成27年度 邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千13万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5千774万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。簡易水道事業債の限度額を補正前1億6千800万円から750万円減額し、補正後の限度額を1億6千50万円とするものでございます。主な補正につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、一般会計繰入金が291万1千円の減額でございます。雑入が、28万円の増額でございます。これは自動車損害共済金でございます。簡易水道事業債につきましては、公営企業会計法適用事業費の確定により750万円の減額でございます。6ページをお開きください。歳出の一般管理費でございますが、1千13万1千円を減額しております。職員給与費の補正は人事院勧告によるものでございます。需用費が191万7千円の増、これは施設修繕料等の増によるものでございます。委託料が、656万円の減、備品購入費が491万7千円の減、公営企業会計システム、料金システムの導入費用の確定によるものでございます。公課費は、85万7千円の減、消費税申告額の確定による減額でございます。続きまして、議案第57号 平成27年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページを、お開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ284万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3千168万3千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。主な補正につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、一般会計繰入金が284万1千円の減額でございます。6ページをお開きください。歳出でございますが、生活排水処理事業一般管理費等の職員給与費の補正は人事院勧告によるものでございます。農業集落排水事業一般管理費の委託料が40万円の減、施設管理委託の契約に伴う減額でございます。下水道事業一般管理費は、公課費が260万円の減、消費税申告額の確定によるものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 議案第58号、平成27年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について、ご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ83万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億8千489万3千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ5ページをお開きください。この度の補正は、人事院勧告に基づく人件費一時金の0.1月分の年度内支給に係る増額とNHK受信料の増額につきまして、修正を行っております。まず、歳入でございますが、2款の使用料及び手数料につきましては、NHK受信料を80万円の増額、6款の繰入金につきましては、人件費分として30万円の増額でございます。次に、6ページ7ページをお開きください。歳出でございます。1款の総務費の一般管理費でございますが、3節の職員手当等は人勧分で3万円の増額、14節の使用料及び賃借料は、NHK受信料支払費で80万円の増額でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●議長(辰田直久) つぎに、議案第59号から第65号についての提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第59号から議案第65号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第59号、平成28年度邑南町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ114億3千3百万円とするものでございます。議案第60号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ15億9千9百万円とするものでございます。議案第61号、平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5千7百万円とするものでございます。議案第62号、平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億6千9百万円とするものでございます。議案第63号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ6億4千9百万円とするものでございます。議案第64号、平成28年度邑南町下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ8億4千4百万円とするものでございます。議案第65号、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億4千4百万円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

●日高企画財政課長 議長、番外。

●議長(辰田直久) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長 議案第59号平成28年度邑南町一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ114億3千300万円と定めるものでございます。第2項、歳入歳出予算の区分及び金額につきましては、2ページから7ページの、第1表歳入歳出予算に記載しております。なお、詳細は後ほど事項別明細書でご説明申し上げます。第2条、地方債でございますが、第2表でご説明申し上げます。第3条、一時借入金でございますが、限度額を20億円としております。第4条、歳出予算の流用でございますが、人件費のみ同一款内での流用を認めることとしております。次に、ページの方めくっていただきまして、8ページをお開きください。第2表地方債でございます。上の方から、移動通信用鉄塔施設整備事業債3千300万円は、携帯電話エリア整備事業に充てるものでございます。過疎地域自立促進特別事業債でございますが、2億9千930万円を計上しております。これはいわゆる過疎ソフト事業債でございます。交通施設整備事業債1千400万円は、生活交通確保対策事業の駅バス停改修整備事業に充てるものでございます。続きまして、基盤整備促進事業債8千440万円は、農業基盤整備促進事業費及び農道改修事業費などに充てるものでございます。県営林道整備事業債1千万円は、県営林道三坂小林線の負担金でございます。道路改良舗装事業債1億2千820万円は、町道高見宇都井線外13路線の改良及び橋梁長寿命化事業に充てるものでございます。公営住宅建設事業債4千780万円は、既設公営住宅ストック改善事業及び森実住宅建設事業に充てるものでございます。続きまして、消防施設整備事業債1千860万円は防火水槽及び島根県総合防災システム負担金などに、消防車両整備事業債2千710万円は消防団の消防積載車の更新に充てるものでございます。小学校大規模改修事業債100万円は、阿須那小学校屋上改修事業に充てるものでございます。スクールバス整備事業債840万円は、市木線の車両更新費に充てるものでございます。給食センター整備事業債810万円は、運搬車両の更新及び調理関係備品の更新に充てるものでございます。中学校大規模改修事業債620万円は、瑞穂中学校体育館の屋根改修事業に充てるものでございます。教員住宅建設事業債3千500万円は、口羽地区の教員住宅建設事業に充てるものでございます。また、中学校体育施設改修事業債1千440万円は、石見中学校体育館のバスケットゴールの改修などに充てるものでございます。社会教育施設改修事業債800万円は、久喜林間学舎及び青少年旅行村の改修に充てるものでございます。次に、文化財保全事業債2千250万円は、旧山崎家住宅改修事業及び久喜製錬所跡煙道保存処理事業に充てるものでございます。最後に、臨時財政対策債が3億293万7千円。合計しまして10億5千813万7千円で、対前年比3億4千280万7千円の減額でございます。次のページから予算に関する説明書でございます。説明の方は7ページからさせていただきます。7ページをお開きください。まず歳

入でございます。主なもののみ説明させていただきます。1 款の町税でございますが、科目によって増減がございます。全体では前年比 4 4 7 万 9 千円の増額と見込んでおります。9 ページをお開きください。2 款の地方譲与税から 1 1 ページの 9 款地方特例交付金までは国の地方財政計画などを参考に予算計上をしております。1 3 ページをお開きください。1 0 款地方交付税でございます。地方交付税全体では、1 億 5 千 9 7 5 万 3 千円減額の 6 2 億 9 千 4 8 0 万 6 千円を計上しております。この内、普通地方交付税につきましては、国の地方財政計画及び県の資料により算定しております。一部増額要素はあるものの、合併特例措置の漸減などにより、大きく減額となる見込として算定しております。前年度に比べ 4. 2 % 減の 5 5 億 7 千 4 8 0 万 6 千円と見込んでおります。一方、特別地方交付税は前年度に比べ 1 3. 8 % 増の 7 億 2 千万円を見込んでおります。1 2 款分担金及び負担金でございますが、分担金につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金の増額などにより、1 千 5 9 2 万円増額の、3 千 8 2 1 万 7 千円を見込んでおります。ページの方 1 9 ページをお開きください。1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金でございますが、災害復旧費国庫負担金の減額などにより、対前年度 2 億 1 千 2 9 9 万 8 千円減額の 4 億 5 千 3 7 2 万 4 千円を計上しております。2 1 ページをお開きください。2 項国庫補助金でございますが、2 総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金として、2 千 2 0 0 万円を計上しております。まち・ひと・しごと創生総合戦略事業などに充てるものでございます。3 の民生費国庫補助金は、対前年 9 千 7 3 4 万 4 千円増額の 1 億 2 千 5 6 2 万 3 千円でございます。要因としましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の新設などでございます。また、8 土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金の増額により、対前年度 3 千 2 7 1 万 7 千円増額の 2 億 5 千 5 4 0 万 3 千円を計上しております。2 3 ページをお開きください。1 5 款県支出金、1 項県負担金でございますが、国民健康保険基盤安定負担金などの増額により、対前年度 2 千 1 6 8 万 6 千円増額の 3 億 2 千 8 4 万 3 千円を計上しております。2 5 ページをお開きください。2 項県補助金でございます。2 総務費県補助金では、携帯電話等エリア整備事業補助金などにより、6 千 4 6 2 万 8 千円の増額でございます。3 民生費県補助金では、県の保育料軽減事業の新設などにより、6 8 1 万 4 千円の増額でございます。6 農林水産業費県補助金でございますが、対前年度 1 億 1 千 1 2 5 万 1 千円減額の 3 億 7 千 5 0 1 万 9 千円を計上しております。主な減額要因としましては、農道後木屋線の改修事業、畜産クラスター事業などの終了に伴う減額が 6 千 2 9 0 万 7 千円、中山間地域等直接支払制度事業費補助金及び機構集積協力金の減額が 5 千 2 9 6 万 6 千円などでございます。2 7 ページをお開きください。県補助金合計では 4 千 6 0 3 万 5 千円減額の 5 億 5 千 4 3 7 万 1 千円としております。2 9 ページをお開きください、1 6 款財産収入、1 項財産運用収入でございますが、3 1 ページでございます。4 1 9 万 6 千円増額の 1 千 2 4 5 万 6 千円を計上しております。地域振興基金積立金利子の増額

を見込んでおります。１７款寄付金でございますが、３３ページをお開きください。ふるさと寄付金を２千万円計上し、合計で２千万６千円でございます。１８款繰入金、２項基金繰入金でございます。財源調整のため財政調整基金からの繰入を１億４千３６２万６千円計上しております。２減債基金繰入金につきましては、これまで、５億円を超える起債事業の償還の一部に充てるため基金に積み立てていた内７千１９０万円を繰り入れるものでございます。また、１３ふるさと基金繰入金を１千３００万円計上しております。寄付された方のご意向に沿うよう、子育て環境の充実を図るための事業などに活用させていただくこととしております。３５ページをお開きください。２２まち・ひと・しごと創生基金繰入金としまして、平成２７年度第７号補正予算で積み立てるものから、３千万円を繰入れることとしております。基金繰入金の合計額でございますが、対前年度２億４千８１７万１千円増額の２億７千６２６万２千円を計上しております。４１ページをお開きください。２１款町債でございますが、地方債のところで説明させて頂きましたので省略をさせていただきます。続きまして４５ページをお開きください。歳出でございます。はじめに、全体をとおしてでございますが、職員給与費につきましては昨年度と同様に、２７年度末の退職予定者分については各科目から除外し、新年度採用予定者分については一般管理費に計上しております。一般職の職員給与費につきましては、一般会計全体では前年度に比べまして１千８７４万円の減額で１５億７９７万８千円となっております。それからもう一点、邑智郡総合事務組合の情報システム課負担金でございますが、一般会計分合計で対前年比５千１４１万円減額の８千６２２万７千円となっております。主な減額要因は、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修費の減額でございます。なお、この負担金につきましては、総務費、民生費、衛生費の該当科目に振り分けて事業費を計上しております。続きまして各款ごとの主なものを説明させていただきます。はじめに１款議会費でございます。前年度に比べ６９３万７千円の減額となっております。主なものは議員共済費の減額でございます。２款総務費でございます。一般管理費につきましては、前年度に比べ３千１４１万円の増額となっております。主なものとしましては、職員給与費が７６万３千円の増額、次のページになりますけれども、減債基金管理費がバイオマス利用施設納付金を新たに積み立てることにより９８３万７千円の増額、ふるさと基金管理費及びふるさと基金事業費が合わせて１千９９９万５千円の増額、などでございます。５１ページをお開きください。６企画費でございます。前年度に比べ５千９６７万４千円の増額となっております。増額の要因でございますが、５４ページの説明欄下の方をご覧ください。０３０まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費としまして、６千７４２万４千円を計上しております。平成２６年度補正予算に計上し、２７年度に繰越して実施しております地方創生先行型関係事業などの継続実施分に加え、新たに起業創業支援拠点事業費、地区別戦略実現事業費などを計上しております。５９ページをお開きください。１１情報政策費でございますが、前

年度に比べ9千930万7千円の増額となっております。携帯電話等エリア整備事業費としまして、1億163万円を計上しており、ます。61ページをお開きください。2項の総務管理費合計では、前年度比2億817万5千円増額の12億2千266万3千円でございます。65ページをお開きください。2項徴税費でございます。こちらほとんどが経常経費でございます。新たに固定資産評価替え事務費を786万6千円計上しております。徴税費全体では、邑智郡総合事務組合負担金の減額などにより、前年度に比べ789万6千円減額の1億5千530万1千円を計上しております。65ページの下4項選挙費でございますが、町長選挙費及び参議院議員選挙費などを計上しております。71ページをお開きください。3款民生費でございます。1項社会福祉費の1社会福祉総務費でございますが、前年度に比べ1億774万6千円増額の4億7千878万8千円を計上しております。増額分の主なものは、国民健康保険事業特別会計繰出金が2千51万1千円、臨時福祉給付金給付事業費及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業が合わせて9千689万3千円などでございます。一方減額分につきましては、邑智郡総合事務組合負担金が1千945万5千円などでございます。75ページをお開きください。2社会福祉施設費につきましては、対前年度740万7千円の増額となっております。前年度児童福祉施設費に計上しておりました、くるみ学園費をこちらに移動したものでございます。3老人福祉費でございますが、前年度に比べ1千703万5千円の増額となっております。後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増額などによるものでございます。81ページをお開きください。7介護保険事業費でございますが、対前年比2千111万9千円減額となっております。邑智郡総合事務組合の負担金の減額などによるものでございます。83ページをお開きください。1項の社会福祉費合計では、前年度比1億332万6千円増額の17億8千616万円を計上しております。85ページをお開きください。2項児童福祉費の2児童福祉措置費でございます。保育所措置費単価の改正、第1子保育料軽減事業の新設などにより、対前年比5千113万1千円増額となっております。2項の児童福祉費合計では、前年度比1千582万1千円増額の7億8千900万円を計上しております。87ページをお開きください。3項生活保護費でございます。合計では、前年度比1千632万2千円減の7千502万4千円を計上しております。生活保護扶助費の減額などによるものでございます。4款衛生費でございます。1項保健衛生費の1保健衛生総務費は1千164万1千円の減額でございます。主なものでございますが、簡易水道事業特別会計繰出金が239万6千円の減額、下水道事業特別会計繰出金が396万8千円の減額、直営診療所事業特別会計繰出金が668万2千円の減額などがございます。また、医療福祉従事者確保奨学基金の積立金としまして前年度と同額の3千万円を計上しております。95ページをお開きください。9病院費でございますが、前年度と比べ260万4千円増額の3億3千281万円でございます。1項の保健衛生費合計では、前年度比975万円減額の10億1千

239万7千円を計上しております。97ページでございます。6款農林水産業費1項農業費でございます。ページの方は99ページをお開きください。3農業振興費でございますが、前年度に比べ1億3千127万9千円減額の5億523万7千円を計上しております。主なものでございますが、100ページ、102ページの説明欄となりますけれども、003中山間地域等直接支払事業費が2千209万9千円の減額で2億3千424万5千円、009農地確保利用支援事業が3千659万4千円の減額で2千163万7千円などとなっております。また、飼料イネ収穫機購入事業及び石見ライスセンター改修補助事業の終了に伴いまして、4千489万2千円が減額となっております。101ページでございますが、4畜産事業費は、2千902万6千円の減額で、281万5千円でございます。畜産クラスター事業の終了による減額でございます。5農地費は、前年度に比べ1千239万1千円増額の3億8千420万1千円を計上しております。主なものでございますが、104ページの説明欄をご覧ください。006下水道事業特別会計繰出は、644万4千円減額の2億8千711万6千円。007農地有効利用支援整備事業が880万円増額の2千490万円、027森実別所地区換地修正業務が、新規で648万円などでございます。105ページをお開きください。8地籍調査事業費につきましては、前年度に比べ1千242万2千円増額の1億5千12万7千円を計上しております。職員給与費が増額となっております。107ページをお開きください。1項の農業費合計では、前年度比1億3千714万1千円減額の11億9千358万1千円を計上しております。2項林業費でございます。2林業振興費は、前年度に比べ1千952万円減額の1億5千949万円を計上しております。主な内訳でございますが、江の川共販市場拡張事業が終了したことに伴い3千376万7千円が減額となっております。一方増額分としましては、108ページの説明欄でございますが、公社造林受託事業費が1千829万1千円増額の2千947万8千円などでございます。109ページをお開きください。2項の林業費合計では、前年度比1千987万1千円減額の1億7千507万8千円を計上しております。111ページをお開き下さい。7款商工費 1項商工費 2商工業振興費でございますが、2千427万4千円増額の1億803万5千円でございます。農林商工等連携サポートセンター事業費で、地域おこし協力隊の増員、コミュニティビジネス支援事業費を増額計上しております。3観光費でございますが、前年度に比べ3億222万8千円減額の9千560万8千円を計上しております。いこいの村耐震補強等事業及び断魚溪改修事業が終了したことに伴う減額でございます。115ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費でございます。1土木総務費は、前年度に比べ4千727万3千円増額の8千371万6千円を計上しております。職員給与費の増額によるものでございます。119ページをお開きください。2項道路橋りょう費の3道路新設改良費でございますが、前年度に比べ7千70万円増額して、3億1千919万8千円を計上しております。町道13路線の改良事業費

でございます。災害復旧事業を優先するために一時中断しておりました簾金比羅線及び桜井鳴滝線の工事を再開するほか、坪木西ノ原線災害防除事業、大町原猪子山線の舗装工事などを新規に実施することとしております。123ページをお開きください。4項住宅費でございますが、1住宅管理費では、既設公営住宅ストック改善事業として新たに矢上団地、坂谷団地、高原住宅の改修事業に取り組むこととしており、前年度に比べ3千938万4千円の増額で1億243万8千円を計上しております。5住宅建設費は、布施住宅の建設費が減額となっており、前年度に比べ4千564万5千円減額の5千217万3千円を計上しております。127ページでございます。9款消防費でございます。1常備消防費につきましては、対前年度933万6千円増額の3億3千434万9千円となっております。3消防設備費でございますが、前年度に比べ2千256万円の増額となっております。消防積載車の整備費を計上しております。129ページから10款教育費でございます。ページの方は133ページをお開きください。3スクールバス運営費でございますが、1千344万1千円の減額でございます。車両更新につきましては、市木線の車両購入費用を計上しております。4教員住宅管理費でございますが、口羽地区への教員住宅の建設を計画しており、2千622万8千円増額の3千661万8千円を計上しております。135ページをお開きください。学校給食費でございますが、1千21万9千円減額の1億4千199万7千円を計上しております。西給食センターの設備改修事業が終了したことに伴う減額分が、2千505万6千円ございますが、給食運搬車両の更新費等で1千282万2千円が増額となっております。2項小学校費でございます。139ページをお開きください。小学校費合計では、2千973万1千円減額の1億5千134万6千円を計上しております。学校建設費で、石見東小学校改修工事、瑞穂小学校改修工事などの減額によるものでございます。28年度は阿須那小学校の屋上改修を計画しております。3項中学校費でございます。141ページをお開きください。中学校費合計では、2千841万6千円増額の9千458万6千円を計上しております。増額分につきましては、学校管理費の備品購入費及び教科書改訂教材整備事業が580万円、学校建設費で、瑞穂中学校体育館屋根改修工事費が623万円、石見中学校の体育館改修事業が1千440万円などでございます。143ページをお開きください。4項社会教育費でございます。1社会教育総務費及び2公民館費の増額分は、主に職員給与費に係るものでございます。ページの方147ページでございます。5文化財保護費でございますが、1千150万4千円増額の4千866万9千円を計上しております。主なものとしましては、旧山崎家住宅の改修調査設計費634万7千円、久喜製錬所跡煙道保存処理事業費1千620万円などでございます。149ページでございます。社会教育費合計では、2千691万2千円増額の3億7千714万8千円を計上しております。151ページをお開きください。12款公債費でございますが、元金利子合わせまして、前年比9千802万8千円減額の18億1千993万6千円でご

ざいます。153ページでございます、予備費につきましては前年同様3千万を計上しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種町民課長。

●種町民課長(種文昭) 議案第60号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億9千9百万円と定めるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書5ページをお開きください。まず、歳入でございます。1款の国民健康保険税でございますが、税率は平成27年度から据え置きとしております。一般被保険者国民健康保険税につきましては、2億1千512万3千円、対前年で729万5千円の減額としております。退職被保険者等国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少傾向を反映して、1千910万1千円、対前年で457万1千円の減額としております。次に、7ページをお開きください。4款の国庫支出金関係でございます。療養給付費負担金につきましては、医療費推計に対する32%の国庫負担金で、1億8千815万5千円としております。次に、国庫補助金の財政調整交付金でございますが、医療費推計と国保連合会の試算により、8千534万6千円としております。次に、9ページをお開きください。5款の県支出金でございます。県補助金の財政調整交付金は、国の財政支援の拡充に伴うものが減額されますので、5千507万3千円としております。次に、6款の共同事業交付金でございます。平成27年度から事業対象が全ての医療費に拡大されており、3億657万3千円としております。次に、11ページをお開きください。8款の療養給付費交付金でございます。退職被保険者の医療費の減少により7千926万6千円としております。次に、9款の繰入金でございます。基金繰入金につきましては、585万2千円としております。次に、一般会計繰入金でございますが、国の財政支援の拡充を見込んで、1億4千640万2千円としております。次に、13ページをお開きください。12款の前期高齢者交付金でございますが、国保連合会の推計により、4億6千748万8千円としております。次に、15ページをお開きください。歳出でございます。まず、1款の一般管理費でございますが、職員給与費の増により、総額を4千825万2千円としております。次に、17ページをお開きください。2款の保険給付費でございますが、いずれも医療費推計を基に計上いたしております。一般被保険者療養給付費につきましては、7億8千992万3千円、退職被保険者等療養給付費につきましては、6千104万2千円としております。高額療養費でございますが、一般被保険者高額療養費につきましては、1億821万5千円、19ページですが、退職被保険者等高額療養費につきましては、801万5千円としております。次に、助産諸費の出産育児一時金でございますが、10人分

として420万円計上しております。葬祭費でございますが、25人分として75万円計上しております。次に、21ページをお開きください。4款の介護納付金でございますが、平成26年度分の精算額を差し引いて、4千133万4千円としております。5款の保健事業費でございますが、保健普及費につきましては、保健普及事務費、国保ヘルスアップ事業合わせて、734万6千円としております。次に、23ページをお開きください。特定健康診査等事業費につきましては、1千327万円としております。次に、25ページをお開きください。6款の共同事業拠出金でございますが、共同事業医療費拠出金につきましては、2千503万5千円、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、3億1千297万8千円としております。次に、27ページをお開きください。9款、諸支出金の直営診療所事業特別会計繰入金でございますが、特別調整交付金に算入されます、直営診療所運営費として886万7千円計上しております。10款の後期高齢者支援金等につきましては、国保連合会の試算により、事務費拠出金と合わせまして1億5千154万4千円としております。以上、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算でございます。続きまして、議案第61号、平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5千7百万円と定めるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。まず、歳入でございます。1款の診療収入につきましては、平成26年度の実績を基に見積り、全体で1千989万円としております。3款の一般会計繰入金でございますが、井原診療所の借地料、各診療所の運営費補てんとして、2千742万2千円としております。次に、6ページをお開きください。事業会計繰入金でございますが、国保の特別調整交付金算入分で、886万7千円計上しております。次に、8ページをお開きください。歳出でございます。まず、1款の総務費でございます。阿須那診療所管理費につきましては、前年度の診療機器の更新分が減額となり、3千460万2千円としております。井原診療所管理費につきましては、550万円計上しております。次に、10ページをお開きください。日貫診療所管理費につきましては、386万2千円計上しております。次に、2款の医業費でございます。阿須那診療所医業費につきましては、実績に基づいて減額し、1千33万2千円としております。井原診療所医業費につきましても、実績に基づいて減額し、185万1千円としております。次に、12ページをお開きください。日貫診療所医業費につきましても、実績に基づいて減額し、66万3千円としております。以上、平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算でございます。続きまして、議案第62号、平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6千9百万円と定めるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ペー

ジをお開きください。まず、歳入でございます。1 款の後期高齢者医療保険料でございますが、後期高齢者医療広域連合が実績に基づき算出したもので、合計で1 億2 2 万円としております。次に、3 款の保健事業委託金でございますが、広域連合からの健康診査、歯科検診の委託料で1 9 7 万4 千円としております。次に、4 款の繰入金でございますが、一般会計繰入金につきまして、合計で2 億6 千6 7 5 万2 千円としております。次に、8 ページをお開きください。歳出でございます。2 款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金につきましては、1 億6 千9 0 9 万7 千円、療養給付費負担金は1 億9 千4 8 4 万7 千円としております。次に、1 0 ページをお開きください。3 款の保健事業費でございますが、広域連合からの健康診査受託事業として2 0 8 万6 千円計上しております。以上、平成2 8 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。以上の3 議案につきまして、地方自治法第9 6 条第1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第6 3 号、平成2 8 年度邑南町簡易水道事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1 ページを、お開きください。第1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6 億4 千9 0 0 万円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1 表歳入歳出予算によるものでございます。第2 条地方債につきましては、第2 表地方債で説明いたします。第3 条 一時借入金の借り入れの最高額は、1 億5 千万円と定めるものでございます。第4 条 歳出予算の流用につきましては、人件費に関する規定でございます。4 ページをお開きください。第2 表地方債の簡易水道建設事業債の限度額を1 億5 千6 5 0 万円とするものでございます。事項別明細書の4 ページをお開きください。歳入でございますが、対前年度比で大幅な増減があるものにつきましてご説明申し上げます。2 款1 項水道使用料につきましては、近年の水道使用量の減少を勘案して対前年度3 2 2 万円減の2 億2 3 8 万4 千円を計上しております。3 款1 項国庫補助金は、矢上簡易水道基幹改良事業に、3 千9 5 1 万6 千円を計上しております。6 ページをお開きください。5 款2 項他会計繰入金是对前年度2 3 9 万6 千円減の2 億4 千9 3 0 万3 千円を計上しております。8 款1 項町債は、1 億5 千6 5 0 万円を計上するものです。8 ページをお開きください。歳出でございますが、一般管理費は、1 億7 千8 1 3 万1 千円を計上しております。このうち、公営企業会計法適用事業では上水道への変更認可申請、基本計画策定業務等の費用に4 千7 1 7 万3 千円を計上し、財源には地方債3 千8 5 0 万円を充てております。1 0 ページをお開きください。2 款1 項 簡易水道事業費は、矢上簡易水道基幹改良事業、瑞穂西簡易水道改良事業、水道管路舗装復旧事業に1 億5 千7 7 4 万円を計上し、財源として国庫補助金3 千9 5 1 万6 千円、地方債1 億1 千8 0 0 万円を

充てております。3款1項 基金積立金は、平成27年度で5年の基金積立期間を終え、平成28年度は基金利子2万1千円の計上でございます。4款1項公債費は、元金・利子合計で3億1千257万1千円を計上しております。以上でございます。続きまして、議案第64号、平成28年度邑南町下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページを、お開きください。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4千400万円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。第2条債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為で説明いたします。第3条地方債につきましては、第3表地方債で説明いたします。第4条一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めるものでございます。第5条歳出予算の流用につきましては、人件費に関する規定でございます。4ページをお開きください。第2表債務負担行為は、下水道等排水設備工事普及促進助成金に平成29年度から平成31年度の3年間、3.5%以内の利子補給をするものでございます。5ページをご覧ください。第3表地方債でございますが、生活排水処理事業債のほか4起債の限度額を1億3千210万円とするものでございます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、対前年度比で大幅な増減があるものについて説明いたします。1款1項分担金でございますが、浄化槽整備14基を予定し、衛生費分担金を280万1千円とし、農林水産業費分担金、土木費分担金の合計で440万1千円を計上しております。2款1項使用料につきましては、生活排水処理、農業集落排水、下水道使用料を合計して1億6千532万2千円を計上しております。6ページをお開きください。3款1項国庫補助金につきましては、浄化槽設置事業の補助金436万6千円及び、後ほど説明いたします下水道ストックマネジメント事業の補助金300万円を計上しております。6款2項他会計繰入金につきましては、対前年度2千300万1千円減の5億3千468万2千円を計上しております。8ページをお開きください。9款1項町債につきましては、1億3千210万円を計上するものでございます。10ページをお開きください。歳出でございますが、生活排水処理事業一般管理費は、6千835万5千円、事業費は、浄化槽市町村整備推進事業費2千301万9千円を計上し、財源は国庫補助金436万6千円、地方債1千390万円、一般財源475万3千円でございます。農業集落排水事業一般管理費は、対前年度1千88万円減の9千373万3千円を計上しております。12ページをお開きください。下水道事業一般管理費につきましては、9千722万4千円を計上しております。14ページをお開きください。説明欄一番上ございます下水道ビジョン策定事業費でございますが、下水道の基本的な施策の今後の方向性を明らかにするため、現状分析と基本方針をとりまとめるもので、委託料として270万円を計上しております。下水道整備費でございますが、下水道ストックマネジメント事業として、石見浄化センターの処理水自動給水装置の改修工事費、648万円を計上しております。これは、平成2

7年度に下水道長寿命化計画を策定し、平成28年度以降で計画的な設備の改築を進めていくこととしており、この計画に計上した設備の改築は国庫補助の対象となるため、財源として国庫補助金300万円、起債340万円を充当しております。下水道基金積立金は、平成27年度で3年の基金積立期間を終え、平成28年度は基金利子2万6千円の計上でございます。公債費は、元金に4億3千841万2千円を計上しております。16ページをお開きください。公債費の利子でございますが、1億1千607万8千円を計上し、公債費は、元金・利子合計で、5億5千449万円の計上でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長 議案第65号、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4千400万円と定めるものでございます。詳細につきまして申し上げますので事項別明細書の4ページをお開きください。平成28年度の予算につきましては、業務委託しておりますおおなんケーブルテレビが平成26年度初めての決算を行っておりますので、それを参考に積算をさせていただいておりますことが大きな変更点でございます。まず、歳入からご説明いたします。1款の分担金及び負担金の情報通信施設負担金でございますが、新規加入者を25件、引込工事を35件とし268万5千円としております。次に、2款の使用料及び手数料の情報通信施設使用料でございますが、各ケーブルテレビ利用料につきまして2億2千791万8千円としております。次に、6ページをお開きください、6款の繰入金につきましては、電気通信事業基金繰入金が2千471万7千円、一般会計繰入金が1億8千395万6千円でございます。次に、10ページをお開きいただき歳出でございます。まず、1款の総務費の一般管理費でございますが、右の説明覧をご覧ください。001の一般管理費は、1千802万1千円としております。この中には人件費等のほか、27節の公課費として消費税を986万円計上しております。002の施設維持費は、4千330万円としております。ここにはTA、ONUといった機器の購入と修繕、電柱共架料、機器の保守委託料のほか、15節の工事請負費として支障移転工事費1千100万円を計上しております。006のサービス業務費は、CSの使用料、IP回線使用料、帯域制御機器のリース料について6千521万1千円としております。また、017のおおなんケーブルテレビ業務委託料につきましては、平成27年度現計予算と比べ、新たに消費税の予定納税が加わったものの360万円少ない5千778万円となっております。次に、12ページをお開きいただき、4款公債費でございます。元金が1億7千326万3千円、利子が1千122万1千円、計1億8千448万4千円で昨年度よりも177万2千円の増額で

ございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●議長(辰田直久) 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 陳情文書表

●議長(辰田直久) 日程第9、陳情文書表を議題といたします。本定例会までに受理した陳情は、お手元に配布しております陳情文書表のとおりでございます。なお陳情第1号につきましては、産業建設常任委員会に、付託いたしましたのでご報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

#### 散会宣告

●議長(辰田直久) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午後3時56分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員